

第百一回国会 大蔵委員会 議 録 第 九 号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 坂口 力君

理事 熊谷 弘君

理事 笹山 登生君

理事 塩島 大君

理事 中川 昭一君

理事 平沼 赳夫君

理事 森 美秀君

理事 与謝野 馨君

理事 川崎 寛治君

理事 洪沢 利久君

理事 堀 昌雄君

理事 宮地 正介君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵大臣官房審議官 水野 勝君

国税庁次長 岸田 俊輔君

国税庁直税部長 渡辺 幸則君

委員外の出席者

人事院事務総局 藤野 典三君

給与局長 神澤 正藏君

行政管理庁行政管理局管理官

参考人
(税制調査会会長代理)
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

三月二十七日
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(内閣提出第五〇号)
特許特別会計法案(内閣提出第五一号)
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)
は本委員会に付託された。

三月二十七日
出資法及び貸金業規制法等の改正に関する陳情書(名古屋市中区三の九一の四の二吉田清)(第八五号)
たばこ専売制度の存続に関する陳情書(飯山市議会議長清水和男)(第八六号)
たばこ・塩専売制度の存続に関する陳情書外二件(松江市議会議長長野津嘉重外二名)(第八七号)
塩専売制度に関する陳情書外一件(池田市議会議長村田勝次外一名)(第八八号)
北海道における燃料手当の非課税に関する陳情書(北海道夕張郡長沼町議会議長田嶋辰美)(第八九号)
公共用地の収用交換等に係る譲渡所得特別控除の拡充に関する陳情書外二件(関東甲信越一都九県議会議長代表東京都議会議長田辺哲夫外

十一名)(第九〇号)
一兆円以上の所得税減税等に関する陳情書外三件(山口県議会議長藤生仕郎外三名)(第九一号)
勤労者の所得税減税等に関する陳情書(大阪市北区中之島三の三の二声原義重外十一名)(第九二号)
大型間接税導入反対に関する陳情書(岩手県九戸郡九戸村議会議長上山松男)(第九三号)
パートタイマーの所得控除等の引き上げに関する陳情書(栃木県議会議長福富金蔵)(第九四号)
自動車関係諸税に関する陳情書(愛知県議会議長松川明敬)(第九五号)
農業用施設用地に対する相続税制等の改正に関する陳情書(愛知県議会議長松川明敬)(第九六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
○瓦委員 これより会議を開きます。
法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
本日は、昨日に引き続き、税制調査会会長代理木下和夫君に参考人として御出席をいたしております。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。
○戸田委員 木下先生、きのうから大変御苦労までございます。
四、五点について見解をお伺いしたいと思います。大要税に関心を持っておりまして、かつ税に対して大変な不公平感を持っておりまして、同時にまた、大変な重税感を増幅させている、こういう状況だと思っております。したがって、税調としまして、今後の税制のあり方について根本的に見直しをする必要があるのではないだろうか。
税法の建前は、端的に言いますと、一つは何と云っても公平であること、応能分担の原則を堅持すること、個人所得等に対しては生活費非課税等々の原則を踏まえて、全般的税制見直しをやる時期ではないだろうかというふうに考えます。したがって、端的に申し上げまして、今の税制は、改正案で若干所得税の課税最低限は上がりましてけれども、改正前は二百一十五万円、不労所得と言われる利子・配当等々は四百四十万ですね、倍以上になっている。これ一つとらえてみても大変な不公平だということには感ずるわけであります。同時にまた、三年前に与野党一致をして分離課税等に対する総合課税をやろうということ、グリーンカード制度、これで一致したのであります。が、一種のプレッシャーがかかりまして、三年前途凍結、こういうことになっていくわけですね。そういった不公平感に基づく各般の税制対応というものが、いまだに見直し、改善措置をやられていない、こういう状況にあるかと思うのであります。したがって、今後税調としましては、それらの公平な税制確立に一体どういう構想で臨んでいくか、まずその辺から御見解をお伺いしたい。

○木下参考人 ただいまの先生の御指摘は、全く

私も同感でございます。

ただ、問題となりますのは、税制もやはり社会経済状況の変化に適應して、現実的なものでなければならぬという要請が、単に税そのものの理論的な妥当性というもののほかに要請されるわけでございます。いかに抽象的に理想的な税制であつても、それがうまく働かせません場合には、現実の問題としては手を加える必要があるかと思ひます。

例えば私は、古い時代の教育を受けておりますので、所得税万能主義と申しますか、所得に基礎を置く税が最も公平であり、最も担税能力に應じた税である、今でも確信しておるわけでございしますが、最近の諸外国やあるいは我が国の若い租税専門家の中では、所得よりも消費の方がむしろ担税能力というものを的確に把握し得るのだという新説が出ておまして、たゞいま論争の過程にあるわけでございます。

そのように、いわば担税能力そのものの基準をどこに求めるかという問題ばかりでなく、我が国でも、これは既に御承知のとおり、我々の所得水準の上昇とともに、いわば所得の分配の姿、資産の分配の姿も以前とは随分変わつてまいりました。今日では、先進諸国の中では恐らく最も分配が均等化に近づいておる国の一つであらうということを示す資料が、OECDその他の調査から明らかになつております。それから消費の水準にいたしましても、従来はぜいたく品だと我々みなしておりましたものが、今日においては必需品化していく傾向が際立ってあらわれてまいりました。こうなりますと、課税の対象として従来選んでまいりました基準とか、課税標準とか、課税物件というやうなものを見直し、しかも、税全体としての体系を現実に対応するように改めていくという作業が必要でございします。

しかし、それをどこから手をつけていくか、あるいはどのような具体的な税目を考えていくかということになりまして、これは非常に難しい。慌てて考えましてもなかなかできないこととござい

ます。ゆつくり時間をかけて議論を続けながら、恐らく終戦後に行われましたシャープによる税制改正以後最も大きな規模の税制改正というやうなものが近く必要になるであらう、このように考えております。

○戸田委員 次に、今回の税制改正で、殊にこの法人税の改正に対して基本税率一・二%、それぞれ上げたわけでありまして、この一・二%の引き上げに対して、税調としてはもう限界であるという見解をとつておられたというお話を聞きました。したがつて、それにかわる何らかの税目を選定して、それらによつて税制改正の諸点の引き上げをやつてはどうかというやうなことが言われておつたと思ふのであります。

そこで、五十八年十一月の中期税制答申によりますと、税調の答申ではこういうことをお述べになつておられるので、税負担率及び歳入に占める税収割合が上昇しなかつたことを反省し、増税を目指す新しい税体系の構築、その中心は大衆課税の所得税と一般消費税タイプの大型間接税を答申しておるわけでありまして、五十八年の十一月であります。これは一体どういふ構想のもとに、あるいは今後の見通し、どういふものと考えられてこのやうな答申をなされておるのか、この辺の見解をひとつ伺ひたい。

○木下参考人 ただいまお読みになりました昭和五十八年十一月の中期答申の中身は、私どもが答申をいたしました中期答申の中身とは全く別個のものでございまして、別の文獻から御引用なさつたものと想像いたします。

○戸田委員 今言われました「今後の税制のあり方についての答申」、昭和五十八年十一月、基本的な考え方、所得税の部分、それから法人税の部分等々、いろいろありますが、今私が質問をいたしました内容というのは、結局「増税なき財政再建」といふのは、国民の所得に対する税負担率が全体として上昇するやうな新しい税制上の措置はとらないというものであるから、現行税制の枠内での増税を否定したものでなく、だからこそ臨調は

直間比率の是正という名のもとに、税務行政を通ずる徴税強化を促してきておるわけでありまして、それに続きまして、税調は臨調路線を踏まえながら、なおかつ三年前の中期税制答申以後、税負担率及び歳入に占める税収割合が上昇しなかつたことを反省し、前に言つたやうなことで、今回の全体の予算委員会等で問題になつたのは、大型間接税導入云々の問題がこゝで出てきたわけでありまして、その前哨として、今基本税率をそれぞれ一・二%、一・二%と引き上げをされたわけでありまして、これは税調の答申を受けて、大蔵省としてはそういう改正案というものを提案をしてきたというやうな筋になつておると思ふのであります。

それにいたしましても、今まで大蔵大臣等が答弁の中で言つてきたことは、すべて税財源というものは恒久財源でなければいけないということに對して、今回は二年間の時限立法、こういうことになつておるわけですね。このこと自体、私たちは将来に禍根を残す一つの改正案ではないだらうかという見解と、もう一つは二年以後、一体どういふ財源措置をとつて減税を継続させていくのかというやうな疑問が残つておるわけでありまして、けれども、この辺の見解はどうでございましょう。

○木下参考人 ただいま先生のお話の前半にございしましたのは、むしろ私の想像では、私どもの中期答申に対する批判的見解の文書の中身を御紹介いただいたものと理解をいたします。

後半の問題でございしますが、法人税の税率の引き上げにつきましては、中期答申にもあるいは年度答申にも出ておるわけでありまして、法人税の負担水準が諸外国と比べて相対的にまだ低いといふやうな認識から、それじゃ、どのぐらい上げられるかという話になりますと、やはり我が国の企業の国際競争力とかあるいは外国における法人課税の実態との比較において、我が国だけが際立つて高い税率の負担の増加を求めるといふことは適切ではないといふやうな判断を基本にいたしまして、その上で税率の問題につきましては、

年度答申におきまして、財政再建の必要がある、それは緊急の課題である現在、ある程度の見直しをするには避けられないといふことを申し述べまして、法人税については具体的には一・三%程度の税率の引き上げを行うことはやむを得ない、こういうふうになつておるわけでございます。したがひまして、先ほど仰せの二年間の時限立法云々という問題は、私どもの税制調査会の答申には一切出ておりませんので、その問題に對してお答えをすることはできないわけでございます。

○戸田委員 これも税調答申に基づいて、五十五年度でございしますが、今後の歳出のいわゆる税収依存度、これは八四年度の予算は六八・三%でございしますが、八三年度が六四・二%、八〇年度が六〇%、漸次改善措置はうかがわれるのでありますけれども、税調答申では八〇%程度に依存度を引き上げていきなさいといふことを言われておるわけでありまして、しかし、まだその差二・七%程度でございます。周囲の状況を見ますと、これはなかなか容易じゃないなといふやうな気がいたしますが、いづれにいたしましても、健全な財政政策といふことになりまして、税調が指摘をされる八〇%程度まではどうしても引き上げていかなければいけないんぢやないかと思ひます。

そういう引き上げに対する今後の見通しと、それから施策について。これ以上国債発行等はちよつと無理だと思ひます。だとすれば、やはり税収に依存せざるを得ないといふことになる、何らかの手だてをして増税対策をとらなければいけないといふことになつてくるんぢやないかと思ふのであります。その辺の見解はいかがでございましょう。

○木下参考人 御指摘のとおり、五十五年の中期答申におきまして、私どもの共通のめどを一般会計歳出の八〇%程度まで租税等の収入の比率を高めて、このことを立てまして、現実には五十九年度予算におきまして、先ほど御指摘のやうに六十数%程度にとどまるといふ、まことに残念なこととございします。これはいわば財政における歳出サ

イドと歳入サイドとのギャップが依然として埋まらないというところでございますので、一方におきましては、歳出面の削減というところに努力をしていただく。と同時に、歳入面におきましても相当思い切った措置を講じなければ、これを八〇というような水準に持つていくことはしせん期待できないと思います。

それでは、一般会計歳出の八〇%を税で賄うような税の仕組みないしデザインを考へるということになりますと、現行の制度の枠内でこれができると見るのか、あるいは現行の仕組みではこれは到底不可能だと見るのか、この辺はまだまだ意見の対立があるかと思ひます。しかし、要するに、どのような方法をとるにいたしましても、慌てて一兩年中にこれを一挙に八〇に持つていくということとは、私は財政政策の運営、あるいは租税政策のあり方から見て余り好ましくありません。ある一定の時間をかけて徐々にそこへ持つていく以外に仕方がないという考え方を持つておられます。

税制調査会全体といたしましても、今申し上げました私の考え方におよそ近い方が大勢を占めておると思ひますが、それでは具体的にどの税でどうするかという点については、まだまだ検討を続けておる段階でございまして、その一部が昨年の十一月に出ました中期答申に出ておる。この方向への努力を今後とも続けていきたい、このように考へておるわけでございまして、したがって、直ちに先生御要求のような、どういふ具体的なプログラムを持つておるかということになりますと、これは時日をかしていただかざるを得ないと御返事するより以外にないわけでござい

す。

○戸田委員 八四年度の子算で、今後の租税増収率を七・一%と政府は見えておられます。これは私は大変な難題だろうというふうに考へるわけでございまして。現下景気は回復基調にある、こういうことは言われておりますが、それにしても輸出だけではなかなかうまくいかない。したがって、内需主導といひますか、政府は一貫してそういう政

策をこ三年ぐらいつまいてまいったわけでありまして、この内需主導の中身を検討いたしますと、消費が余り伸びておらない、設備投資もかつての勢いが余りない、殊に東北なんか参りますと冷害、四年間引き続きやられてますから、ことしもどうも何か芳しくない状況だという。非常に景気回復がはかばかしくない。したがって、今の企業各般の商売などをいろいろ眺めてみましても、全法人の五三%が赤字体制でございまして、それから、この五十八年度で既に一定の見通しで計算をして二千六百三十億圓ぐらゐの減収が見込まれる、そういう状況にあるわけでございまして。こういう中において、租税の増収率七・一%というのは大変困難な状況じゃないかと私は見ているのでありますけれども、税調等においてはその辺の見解はいかがでございましょう。

○木下参考人 ただいまの御質問でございまして、私が、私どもが昭和五十九年度の税制改正に関する答申をいたしました段階で、実はどの程度の増収の増があるかというところは、現在よりもっとぼんやりした形でしか示されておりました。これはことしの一月の段階でございまして、ただいま先生お示しになりましたような、当初比七・一%という数字は、當時はまだ出ておりませんでした。ただ、しかし、共通に持つておりました認識は、経済の不況というものはもう五十八年度中に片づいて、底を打った。往々にして経済的な指標というのは、私どもの手に入りますのは数カ月おくれになります。底はもう既に過ぎて、かなり回復の過程に入つておるということを知られておりました。その場合には、経済成長率がどのぐらゐになるかは別といたしまして、税収の弾性値といひますのは回復期にはかなり高くなるわけでござい

ますから、大体一・三という弾性値を想定いたしておりますのは、今から四年ほど前の税収の弾性値とほぼ似たような弾性値になっております。去年、おとしよりも高い弾性値になっておりますが、これは従来の経験からいたしまして、回復期には弾性値がかなり上に持つていかれると

いう経験をもとにしたものでございまして。名目経済成長率が六%近くになるということにつきましては、現在さまざまな資料を見ましては確実と言われておりますので、これからいたしまして、先ほど御指摘の当初比の七・一という税収増の見通しというものは、少なくとも現在の段階では、私どもはかたい見通しであらうというふうに考へております。

○戸田委員 時間の関係で、若干質問の課題がきのう通告をしたものと変更になりまして、申しわけございませぬ。

今回の政府の減税案に対して、これはもつぱら臨調の答申を土台にして政府案はいろいろやつたのであります。結局、税収に占める割合四〇%の所得税減税に対して、間接税それから法人税等六〇%を占めるこの増収によつて、それで所得税の減税をやつた、こういう状況なものであります。しかし、それにしても、所得税、住民税の減税というものは、これは七年ぶりです。総額にして一兆一千八百億圓、こういうことですが、非常に過少であると思ひます。私はそう考へるのですが、その辺の見解。

それからもう一つは、減税と増税をいわゆるパッケージにして、そして景気浮揚に役立つ減税、こういう当初の自民党二階堂幹事長の与野党書記長・幹事長会談等申し合わせをしたときの約束でありましたけれども、そういうものは今度の減税で吹っ飛んでしまったんじゃないかという気がいたします。

それからもう一つは、所得税、住民税の最低税率引き上げ、間接税、自動車税増税などで、大衆課税を二層強めていけるのではないかと気がいたします。なおかつ、所得税の最高税率引き下げで、利子・配当の総合課税を見送りにし、そして企業税負担の不公平というものは非常に増大をしないか。こういう内容が今回の改正案の骨格ではないかというように考へるのであります。その辺に対する税調の先生のお考えをお聞かせ願ひたい

と思ひます。

○木下参考人 申し上げる問題が多岐にわたつておりますので、順を追つて申し上げます。

最初は、景気浮揚に資する云々という問題でございまして。これは、どのような税制をとりましたら景気浮揚に役立つかという議論と、それから現在の景気の状態をどのように判断して、どのような景気浮揚策が税制として適切かという問題と二つあるかと思ひます。

恐らく、例えば法人税の税率アップということは、先生御承知のとおり、少なくとも形式的には景気に水をかけるわけでございまして。それから所得税の減税ということとは、可処分所得を増加させ、消費支出を増加させるといふ経路が円滑に動きますれば、個人最終消費を増加させるといふ役割を持つて景気浮揚に役立つわけであります。それから物品税の増税は、あるいは新規の課税範囲の拡大ということとは、消費の対象になります物品の価格をそれだけ上昇させる可能性がございまして。完全に税額分だけ上積みされるか、一部が転嫁されるかは別問題といたしまして、価格が上昇いたしますので、その分だけ消費支出が削減されるという可能性もあるわけでございまして。

今申しましたように、今回所得税の減税、法人税の増率、物品税の課税範囲の拡大等によつて出てきます景気浮揚効果は、プラスあるいはマイナスが混在しております。そのプラスあるいはマイナスを相殺いたしましたとしてネットのどのようなことになるかというところは、これは私どものいわば直観でございまして、少なくとも、わずかであるがプラスであるという判断に立つて、五十九年度の税制改正の内容を練つてまいりました。もちろんその間には、投資促進税制というものを導入すれば、法人税の増率を帳消しにするほど設備投資を増加させる効果があるから、これで景気をもつと悪くするということにはならない、これはむしろ回復するのに役立たせることができるという理屈を主張された意見もございまして。

そのようなことを全体総合いたしまして、昨日

も経済企画庁から御報告がありましたように、マクロの経済効果というのは少なくともマイナスではない、プラス何がしかというものでございますので、国会で御議論になりました。景気浮揚に役立つという意味は決して逆行するような税のパッケージを選んだということではないと私も考えております。できれば、我々が、今日のデータを見ましても、数ヶ月後に今日のデータを見ましても、景気回復はもっと進んでおいて、順調に本格的な回復につながることを期待しておるわけでございます。

それから、さきほどの税の間で実は問題点がございました。例えば、税率の引き下げにいたしても、高所得層に対する税率の引き下げに對して必ずしも賛成でないという御意見も税調の中にはあったわけでございます。それから低い所得層の税率一〇%というものについても、これは現状維持で行くべきだという御意見と、それから上の方を下げて税率の刻みを大体カーブに描きまして、水平に近いようなものへ次第に持っていく。今は非常に急激な累進課税であるから、それを少しでも緩和するように持っていくれば、下の方は税率は上がらざるを得ないという議論から支持する方と、それから絶対的に税負担がふえるようなことがあつては困るので、これは現状維持といううな御意見もありました。

しかし、結果において考えますと、今回の所得税の減税はどの納税者にとつても増税にはならない、全部の納税者にとつて減税になるような仕組みを考えていただいておりますので、この点については若干の意見の差は税調内部にございました。これを率直に認めますけれども、大勢として答申に書き込まれたような線になったということに申し上げざるを得ないわけでございます。御承知のとおり、会長並びに会長代理の事は、さきさま異なる見解を総合いたしました、大勢ということに重点を置いてまとめるわけでございますから、中にはさきさまの御意見があり、今先生が御指摘になりましたような意見は十分税調の場で闘わした

後の結果をああいいうまとめた形で表現しておるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。その他ございましたら、重ねて御質問賜りたいと思ひます。

○戸田委員 時間が十五分ごろまででございますから、あと二点ほど絞りましてこの際お伺いをしておきたいと思ひます。

その第一点は、今もちょっと触れたのですが、結局税率の改定ですね。いわば従来十九刻みであつたものが、今回十五段階に緩和をした。そして最低税率一〇%を〇・五%上げて、それで六十万を五十万に引き下げて、そして最高税率七五%を七〇%に下げて、それで十五段階緩和政策をとつた。今までの大臣等の答弁によりますと、なだらかに全体として傾斜をして、それぞれ各階級ともに減税措置をとりましたということをお聞きしておるわけでございますが、私がいろいろ計算をしてみますと、必ずしもそうなっておりません。殊に三百万以下の低所得者と言われるそういった階級に對しては、大臣の答弁ですと、約一千億ないし千二百億の増税体制。片や七五%を七〇%に引き下げましたその引き下げによつて、八千万超の高額所得者、これに對しては二百億円の減税、総額にしまして、内容を逐一私も調べてみました。給与二百万円、これは独身者の場合でありますけれども、八四年度の所得税額は八万四千三百円になります。現行所得税の所得税額でまいますと七万九千八百円でございます。プラス四千五百円増税です。三百万円の扶養標準世帯、これではまいますと、八四年度所得税額は四万二千五百円、現行税率でまいますと四万五千円でございます。プラス二千円でございます。時間がありませんから全部読み上げるわけにはまいりませんが、五百万円の標準世帯でもってプラス三千八百円、七百万の標準世帯でもってプラス、ようやくこの段階でマイナスイ千四百五十円、こういうことになります。最高税率の五千円でございます。これは三十八万七千二百五十円の減税。一億円でまいますとおおむね二百三十八万七千

二百五十八円、こういうような順序になっております。明らかにこれは高額所得者に對しては優遇でありまますけれども、低所得者に對しては極めて過酷な増税内容になっているのではないのでしょうか。これが第一点でございます。

それからもう一つは、先ほどちょっと聞いて舌足らずで申しわけなかつたのでありますが、税調の考え方というものは、大体法人税等については基本税率の引き上げは限界だ、こういう考え方によって、中小企業ないし協同組合あるいは公益法人取組事業課税、こういったものが非常に軽減されているのではないだろうか、したがって今後これらに對する見直し、合理化を図つてはどうかという御意見を持ち続けておる、こう言うのであります。が、この法人税等については大体そういう方向でこれから行く考えでございますか。

それからもう一つは、今回の物品税その他のいろいろ考えてみましても、課税ベースを大変広げてまいつておられます。したがって、例えば酒税なんかもそうです。間接税についてビールとかそういった下級酒に對しては税率アップ、価格アップ、そういうことが行われておるわけでございまして、こういうことが行われておるわけに、消費者に全部かかってくるわけですから、そういうものの課税ベースを拡大して、間接税を最大直間比率云々の名目によつてこれから拡大をしていく傾向にあるように考へておるわけでございますが、その辺の見解、三點お伺いしました。私の質問は終わりたいと思ひます。

○木下参考人 最初の所得税の負担の軽減、増加の状況でございますが、私が当局から得ております資料では、年収五百万で申し上げますと、収入が五%増加した場合の五十八年度と五十九年度の所得税の負担状況で、夫婦二人の給与所得者の場合を前提にいたしますと、税から申しますと二十万六千五百九十円から二十二万五千四百円になりまして減少しております。それから、先ほどの極端な高い所得層に對して申しますと、五千万を取り上げて、これも同じような条件のもとで取

入が五%増加した場合を考えますと、所得税が二千十一万七千六百一十一円から二千五百九千五百円へ増加しております。したがって、先ほどお示しの数字と私が持つております数字との間に差がございますので、この点は何か、いわば前提の違ひその他があるかと思ひますので、もう一度御検討をお願いいたしまして、再度御質問があればお答えをさせていただきます。

それから、法人税につきまして、今後の税調の態度というものがどうであるかということに関連しまして、普通法人とその他の法人との関係についてのお話がありました。これは中小法人の問題もございまして、公益法人等の問題もございまして、公益法人等の問題を除きまして、普通法人について申し上げますと、法人税というのは、現在の仕組からいへば、税率は一本であるべきであらうと思ひます。ところが、やはりさきさま政策的要求から、中小法人に對しては軽減税率が適用されておるといふふうな解釈をいたしますので、これは一種の政策的な、例外的な措置だという解釈は、恐らく税制調査会のほかの委員の方々もそのように御理解であらうと思ひます。

公益法人につきましては、これは本来公共部門でやるべき仕事の一部の肩がわりをやつておられる場合もございまして、その他教育や宗教の關係の法人もございまして、これは普通の法人とは別個に取り扱うという建前になっておるかと思ひますが、年度改正の私どもの答申では、その公益法人等の課税範囲につきまして、課税対象となる収益事業の範囲について、現在の実態を見ながら所要の見直しをするということでございまして、特に議論の最中に、公益法人等が公益事業に属する金融収益が出た場合、これに對してはやはり応分の税負担を求めるべきではないかという意見がかなり強く出ました。この問題につきましては、今後さらに検討するということで宿題にしておるわけでございまして、この辺の問題はいわば普通の法人とは別個に我々は考へておる。実態に即して公益法人課税を的確にやつていくという考

中心に便益品などに広めてきたというのが、もうこの国語辞典を引いても書いてある趣旨でございまして、この文章の意味で言いますと、これは国際的な意味でのいわゆる大型消費的な意味合いでお使いになったのではないだろうか。そういういたしますと、既存の税の性格を大きく変えるということになりますから、憲法八十四条に沿って、これはきちんとしてたけじめの議論をしなればならないという考え方を申し上げ、大臣の方からも、政府税調で十分御議論いただくようにしたいという御見解をいただいておりますのでござい

ます。そんなことも含めて、今申し上げた高橋教授の言う第三にも関連いたしますが、その三つを我が友人が挙げておりますので、その辺、今後どういうところに焦点を当ててお考えになるのか、率直な御見解を伺いたいと思うのです。

○木下参考人 だいたいの高橋さんの御議論は、もう既に閣議の方へ足を踏み込んだ議論でござい

ます。私は高橋さんより年齢が大分上でござい

ますので、まだ所得税に未練があるわけではござい

ます。まだ所得税で何とかいかなぬかな、所得税

が日本ですらもう税を考へる余地は出てくるわけ

でもございまして、そういうことを別にいた

しますれば、むしろ地方税に向いておる。

そうすると、だんだん絞つてまいりますが、多

段階税の方がよいのではないかと。ところが、私、新聞記事で読みましたら、総理はたしか取引の全部に投げ網をございまして、網をかけるような税は

やらないというところをおっしゃっておられまし

た。それはどの程度御理解があるかどうか私は存

ように、国民の全体が課税最低限を引き上げることとを要望しておられるというような声を反映する方は一部でございました。言いかえれば、課税最低限はそのまゝにしておいても、とりあえず中位の所得層、今一番子供の教育とかあるいは住宅とかその他に困つておる中位の所得層を中心に税率の調整をやることだ、それの方が先だ。それでまだ余裕があったならば、財源の問題がございまして、財政がもっと豊かであれば何でもできるけれども、今のようないざ財政状況のもとでは、まずやるとするならば税率調整であつて、課税最低限の引き上げはその次だというふうな御議論の方が強かつたと思はれております。

しかし、その結果、両方にまたがるような所得税減税のいわばデザインをするということは非常に難しかったわけでございまして、双方の御意見をまとめ、両方の御要求を入れながら、結果として、国税につきまして申しますと、五十八年度中の減税額と合わせますと一兆円を超えますけれども、五十九年度だけで申しますれば八千七百億という減税になったわけでございまして、私も審議の過程におきましては、どのぐらゐ減税になるという金額とは一応切り離して、各控除、税率その他をどう引き下げるかということに集中して審議をした結果のいわば結論でございまして。

したがいて、今当時の税調の審議の状況を思い出しまして、内容について実態というものを申し上げたわけでございまして、私も中には実は国民の本当の要望というものはよくわかりません。もちろん代表の中には消費者の代表とか、その他労働組合の代表の方がたくさんいらっしゃいますけれども、国民の要望というものは先生方がお酌み取りいただいたて、先ほど申しましたように課税最低限のアップの方を国民は望んでいる、大多数が望んでいる、税率の調整よりもやるとすればそつちの方が先だということにもしなければ、私どもの議論というものはまた変えていかなければならぬと思ひます。その辺のつかみ方というものがなかなか難しいと思ひます。

○宮地委員 今回、課税最低限の引き上げと税率の調整という両面に御苦労されたことは私も承知をしていておるわけでございまして。特に税率の調整について非常に重点を置かれた、こういうふうにお話があったわけでございまして、私は今回の税率の調整についての御苦労は多しと思ひます。

しかし、その中身について見させていただきますと、どうも低所得者層よりも高所得者層の方が優遇されているのではないかと。低所得者層につきましましては、現行六十万円以下の金額一〇%の税率であつたものが、今回五十万円以下の金額一〇・五%と、〇・五%引き上げられておる。そして今度は、今まで六十万円以上の適用課税所得の方は逆に二%引き上げて一%になつてしまふ。また、この税率をずっと見ておきますと、一千万以上の所得の方は非常に税率が引き下げられておる。大体二%前後の引き下げをされておる。今お話しした中、中高年層クラスと云われる、例えば五百万所得の方などは逆に適用課税所得が二四%の税率でありましても、今回は二五%という二%引き上げることになつてしまふ。十九段階を十五段階に段階を変えようという中で、そうしたひずみも出てきておる。

私は、全般的にこれを見たときに、やはり今回の税率改正、低所得者層よりも高所得者層に非常に恩恵がある、また、今参考人のおっしゃつた中高年層に配慮したといつても、五百万所得の方々は逆に上がつておる。なかなかこの点については税率調整の中で御苦労もあつたかと思ひますが、やはり国民の生活実感から見ると、この税率改正というものは弱い感じになっておるのではないかと、こういう感じを受けるわけでございまして、この点について木下参考人の御所見を伺いたいと思ひます。

○木下参考人 先ほど申し上げましたように、中堅所得層を中心に負担の累増感が高まつておる。あるいは多人数世帯というもののゆとりが独身者世帯よりも少ないという判断は全く動いておりま

せん。しかも、先ほどは税率の話でございましたが、税率の調整をいたしましたけれども、そのほかには各控除、人的控除の変更を行つておりますので、さしあたり五百万の給与の収入金額について、給与所得者で夫婦二人の場合のケースが出ましたが、先生の御指摘は、従来が適用税率二四%であつたものが六百万以下二五%というふうになつたので、その二五%が適用されるようになった、税率が二四から二五に上がったという点を強調されたわけでございまして。それはまさにそのとおりでございましてけれども、その他の人的控除を考慮いたしまして夫婦二人で計算をいたしますと、これは役所の数字をもちつたわけでございまして、現在の税負担が、五百万円の夫婦二人の給与所得者について二十八万六千六百円でございます。改正ができました場合にはそれは二十二万五千四百円になります。軽減額は今の金額の差をとつていただくわけでございまして、軽減割合といふことになりましたと二〇%の軽減割合になりました。したがいて、税率だけで御指摘のような事実があるわけでございましてけれども、納税額で計算をいたしますと決してふえておるわけではございませんで、減税になつておるという事実を申し上げたいと思ひます。

○宮地委員 さらに、今回の税制改正で国民の立場から大変不可解に思えるのは、そうしたいわゆる所得税減税を初めとする減税の財源措置、この財源措置がいわゆる見返り増税によつて行われる、この点についてやはり国民は、そうした税制の改正に対して裏切られたなという感じを持つておるのが率直な感情であらうと思ひます。そういう点について、今回の酒税、物品税、自動車関係税などのこうした大衆増税、これが見返り財源として今回こうした減税が盛り込まれた。税調としてはもっとやはり純粋な税体系の見直しというこの基本の筋を通すべきではなかったか。私は、そうしたものにのつての見返り増税をやらなくてはならないという厳しい財政事情は理解されるにせよ、税調としてはもっと謙虚に国民の期

待にこたへるべく、こうした見返り増税的なことは考へるべきではなかったのではないかと、こう思ひますが、参考人の御意見を伺いたいと思ひます。

○木下参考人 いわば抱き合わせ増減税というふうな言葉は一般によく使われておるわけでございまして、私も、身の引き締まる思いをいたしましたけれども、今の財政運営の状況からこれを避けるといういたしましたら、ほかにどういう方法があるか。

その一つは、減税分相当額の歳出を減らすということでございます。これは税制調査会がよくするところではございませんので、私どもの関知する問題ではございませんけれども、私どもは主計局からいろいろな情報をとりましますときに、税調の席上で、もう切れないほど切つてくれというのをたびたび要請をいたしました。しかし、その結果が今度の予算にあらわれたとおりでございまして、切れないというぎりぎりまで切つておるということでございます。これ以上切れない。そうしましたら、財源は今度はどこに持つていくか。

次の問題は、特例債の増発によつて減税を行うという方法でございます。特例債の増発によつて減税を行うということについては、これは今の財政運営上、恐らく国会におきましても大体共通の御認識というものが出来ておると思ひまして、特例債の発行によらないという意味に私どもは国会の御意見を了解をいたしております。それでもなお特例債を発行して減税をやれとおっしゃるならば、私どもの作業は非常に容易でございまして、もしそれならば、国会でそういうふうな御決断をお示しいただければ、私どもの作業というのは他の増税措置を一切やらなくて、減税だけで済むことができたと思ひます。事実はそうではございませんでした。

第三のとるべき道は、一と二がだめなら、今の税体系の中で何か、どこからか税収をとにかく五十九年度のためにひねり出して——これは中長期の問題ではございません。さしあつたての問題です。大急ぎで五十九年度の現行税制の中からそれ

だけの財源を生み出さなければならぬというのが、実は私自身省みていけば安易な増税をやらざるを得なかったと思います。言葉は過ぎますけれども、ある種の安易な増税をやらざるを得なかった。これは、一、二の方法がもし可能でありますれば、こういうことはなかったわけでございます。

ただ景氣浮揚に資するという国会の御意見がございますが、景氣浮揚に資するということからいえば第一の方法、言いかえると歳出を削つて減税に向けるという方法は、これは景氣浮揚に資する効果としては一番薄いわけでございまして、御承知のとおり、減税分は全部が消費支出に回るわけじやございせんけれども、歳出の削減は一〇〇％が有効需要の削減に回りますので、これは景氣浮揚に資する道ではないわけでございます。したがひまして、私どもは実はジレンマに陥つたわけでございします。

景気浮揚に資しながら、しかも赤字償はだめだと言ひ、そして減税の財源をどこからか探せと云ふ難問は、それは多少の——多少どころではない。大変なおしかりを受けておりますけれども、おしかりを受けるような内容にならざるを得なかつたということは事実でございまして、これは私どもはまことに残念だと思います。しかし、五十九年度予算編成上、支障なくこれを編成するために、この程度のことをお認め願わないと、この予算は組めない状況になるということも事実でございましたから、その点はお認め願ひたいと思ひます。

それで、税調に對して、謙虚に國民の意向というものにこたえろというお言葉でございますが、先ほどから申し上げますように、國民の意向というのは非常に多様でございます。さまざまの意見がさまざまの形で出てまいりまして、これを全部取り入れるということとはもう不可能に近いわけでございます。さまざまの所得階層、さまざまの業種、さまざまの地域から完全に相反するような要求というものが突きつけられた場合、どう処理するかということを決着させる能力というものは、

私どもには限界がございますので、その点もお含みおき願いたいと思います。

○宮地委員　税制改正の「基本的考え方」、この中に「財政改革を進めるに当たつては、まず、徹底した経費の節減合理化による歳出の抑制に努めるべきであり、その際には単なる経費の節減の範囲を超えて制度、施策の基本にまで立ち返つた歳出構造の抜本的見直しが必要とされること」、これを今木下参考人が、もう切れるところまで切つた、切るところはない、そう決めているところに問題がある。やはり中曾根内閣の本命である思い切つた行政改革、現在の機構の問題、定員の問題など、これからの国家百年の大計に立つた思い切つた財政改革、こういうものをベースにした中の税制改正が行われるべきである。何か目先の思い切つた、主計局がもう切るところはない、だからもうこれでおしまいだ、こういう感覚では、今後とも同じような処方せんで税制改正をやっていくしかないと思ふわけであります。そうでなく、今後の根本的な財政改革、あなた方がこの「基本的考え方」に言っている「制度、施策の基本にまで立ち返つた歳出構造の抜本的見直し」、ここに私はやはり強く訴え、そういう中での税制改正というものをすべきではなかったか、こう思います、時間が限られておりますので、簡単に結構でございしますから所見を伺いたいと思います。

○木下参考人　簡単に申し上げます。

先ほどの先生の御発言は非常な誤解でございます。して、私は歳出の削減がもうできないと決めつけたような発言をした覚えはございません。私どもは、歳出の削減がどのぐらい可能であるかどうかについての資料を一切持ち合わせておりません。また、税制調査会は税制の議論でございます。歳出について立ち入ることはできません。したがって、主計局から予算の編成の状況や意見を聞くにとどまるわけで、主計局の言ったことが全部正しいと私は思っているわけではございませんけれども、ここまでしか切れないから財源を税の上で考えてほしいと言われたときに、税調としては

それを受けざるを得ないという苦衷を申し上げただけで、もう切れないよということを決めつけたわけでは絶対にございませんから、その辺はどうぞ誤解のないようにお願いを申し上げます。

○宮地委員　時間がありませんので、次に、いわゆる「増税なき財政再建」の租税負担率の問題でですね。昨日も参考人がおっしゃっていましたが、いわゆる臨調答申の基本的枠を守りながら税調としては審議をしていく、この租税負担率の維持の問題は既に破られております。五十九年度予算ベースの租税負担率二四・二％、五十八年度補正予算ベースで二三・九％と、〇・三％アップになっておる。これは自然増収だからやむを得ないんだ、こう主税局長答弁でございますが、こうした国民から非常にわかりにくい、国民から見ればこれは詭弁的な発言じゃないか。やはり率直に、租税負担率の維持は破れていると見る方が私は常識ではないかと思っておりますが、木下参考人はこの事実をどのように理解されておりますか。

○木下参考人 私どもが税制改正の審議を行いました段階で、答申に盛り込みましたさまざまな税制改正の結果、どのくらいの租税負担率になるかという数字は一切示されておりません。恐らくこれは実際に執行いたしまして後に租税負担率というものは決まってくるものでございまして、今ここでパーセンテージが〇ポイント幾つというようなことで論争をしようとは夢にも思っておりません。これはいずれば動くことでございます。

ただ、御質問の趣旨は、これが〇・一％でも上がったら「増税なき財政再建」の要求あるいは命題というものに背くじやないか、それをおまへはどう考えるかという、背いてもいたし方ないと私は思っております。まことに残念ながら背いてもいたし方ない、そうでないと予算が組めないということでございます。

○宮地委員 いわゆる臨調答申を破ることはならないか、それでもそういう所見でよろしいんですか。

○木下参考人 臨調答申については国会で御討議

があり、また答申そのものにも触れておりますけれども、幅があるわけでございます。約五〇％あるいはそれ以上という欧米の水準を上回らないように――瀬島さんが参考人においてになった国会での御議論では、四五％くらいは許容限度として我々は考えておるといふことでございます。それであれば、租税負担率が去年とことしと比べて〇・三％と上がったといふことは、私はその許容限度の中に入る、正面から衝突するものではないという理解を持っております。しかしそうではなくて、去年の租税負担率とことし想定される負担率の間に〇・一でも二でもとにかく増加があったら、それは臨調答申と衝突するといふ御解釈ならば、まさにそのとおりでございます。これを否定することはできません。

○宮地委員　もう一つ国民の税に対する大事な点は、税に対する不公平感を解消すべきである、そういう中で今回特に有価証券譲渡益税、これは非常に難しい問題であります。あるいは退職給与引当金制度の見直し、こういうものが五十九年度予算編成の前に、やはりいろいろ論議が国民の間でもありました。しかしこの二つについては、今回改正の中に盛り込まれてきておりません。この辺、今後検討していくとございと思いますが、この点についての今後の考え方、方向について伺いたいと思います。

○木下参考人　有価証券譲渡益課税につきましては、現在のところその取引についてこれを的確に把握する体制が十分に整備されてないと思います。これは相当大きな証券会社で短期間に売買譲渡があつた場合、しかも本人の正確な名前を出した場合というような場合には的確に把握はできると思ひますけれども、キャピタルゲインの発生というのは相当長期にわたる場合があり、しかも証券会社が変わる、住所も変わるというような事態がその間に起こつた場合に、一体これをどう把握するかということとは、私など実務に疎い人間でも、ただ考えただけでこれは大変な仕事であると思ひます。これは有価証券譲渡益を受け取つた人が正確

にそのことを記録してありまして、自発的に申告をしていただくようなことになれば、非常に前進をいたしますけれども、そうでない場合に、ただ総合課税を行うということになりますとかえって新しい不公平を招く、言いかえればする人が逃げていくということになりますので、税制調査会といたしましては、段階的に課税の強化を図っていきましよう、今後どういう改善の方法があるのかひとつ検討を行おうということ、昨年の十一月の答申に明記しておることは御承知のとおりでございます。したがって、今後この問題については広い角度から検討してまいります。

それからもう一つの退職給与引当金でございます。退職給与引当金というのは、これは不公平税制の一端として考えるべきでないという考え方を私は持つております。これは、今までたびたび改正をやりまして上、この昭和五十九年度改正でも、税制調査会では検討課題といたしました。言いかえれば、積立率といいますが、累積限度額を引き下げることでございますが、五十九年度には二割削減をやったわけでございますけれども、五十九年度の改正というのは見送ったわけでございます。

これは私、想像いたしますのに、歴史的経緯からいえば、最初の退職給与引当金の場合は一〇〇%認めておって、次第にこれを削減してきたという経緯がございます。それから、最初の退職給与引当金の創設のころに問題になったのは、社内留保するのが外部に積むのかという問題まであわせて議論があったと思います。言いかえれば、この退職給与引当金は、引当金として企業のいわば非課税のと申しますが、言葉が悪うございまして、企業の内部留保として非常に有効な金融手段に利用されるということでございまして、やはり、例えば景気が余りよくないといったときに限度額をぐっと下げるといようなことは好ましくないという判断も金融上ございまして。しかも、この退職給与引当金の限度を下げるから云々といつて、退職給与の支払いに支障を来す云々というこ

とは無関係でございます。そういう問題から私どもは、この累積限度額を引き下げたいという気持ちは絶えず持つておるわけでございます。タイミングといたしまして、五十九年度改正ではそれが盛り込めなかったというのが事実でございます。

○宮地委員 時間が来ましたので終わります。参考人には大変ありがとうございました。

○瓦委員 玉置一弥君。

○玉置(一)委員 きのうに続きまして木下参考人、大変御苦労さまでございます。先ほどから貴重な御意見を拝聴させていただきました。

今回の所得減税を見ましても、税金が、だんだんと負担率が上がつてまいりまして、結果として上がつてきた。それが所得の伸びとともに、累進課税率という関係で今回の減税の動きになったわけでございまして、私は宮地先生と違つて、中間層に厚い手当てをということで今まで主張してまいりました。累進課税率の手直しをしていただいたことは非常に喜んでおるわけでございまして、けれども、どうも日本人の納税に対する義務感が、所得税はもちろんでございまして、いわゆる間接税におきましてもまだまだ不十分ではないかというふうな感じを持つております。税制改正のときにいつも、環境整備はもちろんでございましてけれども、納税者の意識、国民の意識、これをもつと義務感として植えつけるようなことをやらなければいけないのではないかと、こういうお話をしているわけでございまして、先生は日本人の納税に対する意識をどういうふうにお受けとめになつておるか、その辺についてまずお聞きしたいと思ひます。

○木下参考人 これは非常に難しい問題でございまして、さまざまな意見の中の一つというぐらゐに、余り確定してお聞きにならないように、あの男はそういう意見だそうだというぐらゐに軽くお聞き取り願ひたいと思ひます。

私も納税意識について格別調査をしりながらしたことはございせんが、心理学者の協力を得

て調査をした結果の説明を聞いたことがありますが、それから、ヨーロッパの学者で財政心理学とか財政社会学を専攻しておる先生から、まさに玉置先生の御質問と同じことを聞かれたことがございます。そういうことを取りまぜまして申し上げる回がやりました。しかし、税だけを調査すると、最近では疑問だと思ひます。やはり歳出給みでやらないといけないと思ひます。例えば減税したと思ひますが、そのためにどういう経費がダウソンの、そのためのサービスが落ちますよ、それでよろしいかというふうな組み合わせが必要でございまして、税だけを取り出して高いか低いかというふうな答えをすること自体が非常に意味がないのではないかと。我が国でのアンケートというのはいつもそうでございまして、これは改めるべきで、真の納税意識の調査にはなりにくいと思ひます。

それから第二番目の、外国人との話でございまして、その外国人は、ヨーロッパを幾つかに分けてまして、スカンジナビア型とゲルマン型と、それからイギリス中心にアングロサクソン型とラテン系というふうに分けてまして、そして書物の中に書いておるわけでございまして、そのときに私、聞かれたことがありますが、私は積極的に答えませんでした。そうしましたら向こうからかまをかけられました。それではおまえはアングロサクソン型と思うかと言ひましたので、いや、確かにシャウブ勧告以後アングロサクソン型の税制はつくつたけれども、納税意識はそうであるとは思ひないと言ひましたら、それじゃラテン系か、こう言われまして、国の名前があえて挙げませんし、ラテン系と言われる国々の納税水準というものがどんなものであるか私もまづわからなかつたし、あなたが、ただ、フランスの主税局長の話を前に聞いたことがありますが、それからOECDの税に関する研究所にはしばしば出入りをしたことがありますが、感覚だけはわかりますが、我が国の一

般の納税者意識というのは、私も含めましてラテン系に近いのではないかと感じてございまして。

ところが、これもたゞし書きがまたつきませんが、それじゃアングロサクソンというのは我々よりもぐっと高い水準にあるかという、最近はそのでもないらしいです。いわゆるアングラウインド・エコノミーの議論というものが高まりまして、私も各国の調査というものを資料を取り寄せて見ておりますが、どの国も非常に困つております。イタリアなども非常に困つておるといふことは事実でございまして。したがって、これはやはり納税意識と関係をはたします。自分だけが別だという議論はできませんので、これは我々ともにその根源にあるものが何かという、問題の立て方が非常に大げさでございまして、納税意識が低いというのはいかなる、悪いのはなぜかという問題から問ひ直さなければならぬ問題だと思ひます。

○玉置(一)委員 確かに昔の、特に年貢の時代から、取られるものだという意識があったと思うのです。ですから、取られるんだつたらなるべく隠して取られないようにしよう、こういうことがあったかと思ひます。それと、やはりいろいろな租税特別措置なり現行の法人税あるいは所得税体系、こういうものがいわゆる捕提率の不徹底といひますが、これで一つ大きな不公平感というものが生じているわけでございまして。逆に、取られない人がいるんだから自分たちもなるべく取られないようにしようというように考える人が非常に多いのではないかと、いふに思ひます。

日本の商取引の中で、例えば間接税というものがあつたという仮定をいたしますと、税金というのは納めるものだから商品の代金の中に含まれてるものではなく、別に消費者が払ふものだ、こういう意識で済めばいいわけでございましてけれども、とても日本人の感情としてそういう意識ではなく、逆に、商売に乗じてその納税分まで取つてしまふのじゃないかというふうな疑つたような目

つきといいますが、感覚で商取引を行う可能性があるのじゃないか。ですから、それを突き詰めていけば、本来消費者が負担をしなければいけないことが、流通の段階なり、あるいは製造の段階、いわゆる前工程の方へ負担をさせるということになるのではないかと、あるいは大なる心配をしております。間接税が表面化していないということ、今の制度から見ても、国民の意識がなかなか高揚しないのじゃないか。むしろ税金は税金だというふうに明示した、何かこれからの一つのある方向に向けての意識改革というか、こういうことをやっていかないと……

今のお話を聞いておると、木下先生は所得税をまだまだ伸ばすべきだ、伸ばすべきというか、所得税の負担で財政再建なり、あるいはこれからの財政運営をまだやるべきだ、そういうふうな受け取ったのです。しかし、直間比率というのは結果として変わってくるんだというふうな話がございますし、また税調でも、広い分野に広がった間接税といいますが、そちらをもっと重視するべきだというふうな答申も出ております。そういうふうな考えでいきますと、いずれ間接税に対する国民の意識というのを変えていかなければいけないのじゃないか、そういうふうな思ふわけですね。この辺について見解をお願いしたい。

○木下参考人 私に所得税に恋々としております。ただ、所得税が我が国で負担感がきついていることも事実でございます。負担感がきついたら下げろという議論があるのですが、私は、逆に負担感があればこそ政府の歳出に対するチェック機能が働く、こういうふうな考えでおります。したがって、所得税を何とかつきりしたものにしたい。しかもクロヨンとか何とか俗に言われますようなことをなくしたい。できるだけなくしたいということでございますが、それは納税意識の問題に直結するわけでございます。何も所得税中心に財政再建をやるといふことを考えておるわけではございません。所得税が税制の中核にあるということには依然として尊重したいという気持ちでございます。

す。

それから、間接税を導入すればその点がうまくいくのではないかと御議論でございますが、私、詳細承りませんとよくわかりませんが、間接税にもいろいろな種類の間接税がございますから、どのような種類の間接税を導入したいわば納税意識の高揚に役立つかということになります。これはなかなか難しい問題で、私、直ちに答えをすることができませんが、今度の中期答申をまとめますときに、昨年、非常にたくさんの方の時間をかけまして、数十人の経済学者、財政学者をメンバーにいたしました。専門委員ということでした。経緯から申しますと、若手の学者の中に、税に対する一つの革命的な考え方が出てきておるということでございます。

それは何かというと、租税負担能力というのは、今まで長い間所得、サイモンズ流の所得概念までが一番理想でございますけれども、そこまではいきませんが、言いかえれば所得の中身を分けますと消費プラスの純資産増加、別の言葉で言えば貯蓄でございます。これに課税するよりも消費に課税した方が公平なんだ。いわば生涯の所得として考えた場合にはその方が公平なんだという議論が出てまいりました。若手と申しましたけれども、これは実は、皆さん御承知の「レバイヤサン」以来の議論でございます。レバイヤサンの中で、言いかえれば消費に課税するのはいわば租税能力に合致するという議論がございますから、もう古い議論でございます。何も若い人たちが言っているから新しい議論であるわけではございません。

それからイギリスの労働党の有力な顧問であるジェームス・エドワード・ミードが直接消費税というアイデアを出しました。このアイデアはかつて出ました、やはり労働党の顧問として重鎮であったニコラス・カルドアの支出税構想に非常に似たようなものでございますが、消費を申告するという形で、しかも税率は累進課税を適用しても

いいという考え方でございます。その場合には、貯蓄は非課税になりますから、蓄積された資産に対しては別途課税をしなければ片手落ちになります。

この議論が最近また非常に強くなりまして、世界の各国で議論が起りまして、我が国でも御多分に漏れず若い学者が飛びついて、私ども老齢の学者をつかまえて、おまえらは古い。非常にひどい言葉でやられました。玉置先生も恐らくそういう立場にお立ちではないかと思ひます。

その場合に、私も直接消費税という新規の言葉を出しましたが、従来は間接消費税——直接消費税、これが税務行政上うまく機能していくかというところについては私は非常に疑いを持っておりまして、理想であるかもしれないが、現実の寛容さには持っておりませんけれども、なかなかそこまではいかないだろうと思ひます。

そうすると、これから間接税あるいは消費税を仕組むと申ししても、問題が非常に多岐にわたっておりますので、御質問の内容は納税意識と関連させてでございますが、その間の関係を明快にお答えすることまでなかなか立ち至らないというのが実態でございます。

○玉置（一）委員 確かに難しいと思ひますね。トリアルする方法というのは、なかなか部分的にというわけにはいきませんので、ある層にだけというわけであります。できるだけ環境整備——今回、所得改正の中の記帳義務のように、環境整備と言われながら急激に話が持ち上がった採用されるというのもあるわけですから、そういうことのないように、十分な上での対応ができるような、こういうことをぜひお考えいただきたいと思ひます。

お話が変わりますけれども、最近サラリーマンの単身赴任という話がマスコミ等を非常ににぎわしております。全国で二十万あるいは三十万という多くの方々が単身赴任あるいは出向という形で、自分の家庭を離れて職場につかれています。

いうことがございます。

それと、土地の税制緩和というものが今までございましたけれども、サラリーマン、特に大都市周辺のサラリーマン、こういう方々にとって何の恩恵もなかったということは、これもまた重大な問題だと思ひます。単なる土地の所有者を優遇したということにとどまりまして、値段も下がらなかった。こういうことから考えていきますと、大都市周辺のサラリーマンに対する住宅負担の軽減、これを何らかの形で考えなければいけないのじゃないか。総理府の統計でも、全国を大中小に分けて、その都市間での住宅負担というのはかなり格差が出てきているということもございまして、また単身赴任につきましては別居手当あるいは一時帰省手当というものを、大体七〇%の企業が支給をいたしておりますけれども、これに対してはゆるい所得税がかけられるという扱いになっておりまして、これが実質的な生活、いわゆる可処分所得の減というふうな形になっているわけですね。この辺についてこれからぜひ税調の中でも取り上げて検討していただきたい、かように思ひたいと思ひます。

○木下参考人 御指摘の問題は二つあったと思ひますが、単身赴任手当、帰省交通費等の問題と、それから住宅ローンでございますか。

最初に単身赴任手当や帰省交通費の問題について、税調での審議を中心にして申し上げます。単身赴任手当というものを所得税でどう取り扱うかということでございますが、やはりこれはほかの普通の給与と同じように雇用関係に基づいて支給されるものである。したがって、現在の考え方としては、この手当はやはり給与であって、ほかの種類の給与と別格に取り扱うだけの積極的理由は認めがたいという考え方でございます。それから帰省交通費と申しますか、自宅と任地の住居との往復の交通費として支給される手当についてでございますが、これは通勤手当と同じように取り扱えという御議論であらうかと思ひわけ

でございすけれども、実態を見ますと通勤手当とは違ふ。だからこれは非課税になりにくいといふのが私どもの議論の結果でございす。確かに仰せのとおり、単身赴任の場合にはそれだけの支出増があるといふことは、これは認められますし、それから、特にこれを促進しておるのは何かといふと、どうも最近のそういう連中に会う機会に聞きますと、学校の問題と絡む。学校の転校がでにくいために、どうしても家族を残さなきゃならぬという問題がございまして、単に税の問題だけではございせんし、またそれに対して企業、雇い主側が負担する経費を、言いかえればもう少しふやしてくださつて、そして税負担をしても残りがネットその費用と見合うぐらゐにまで持つていただくならば、私はいいという感じがいたしますけれども、手当がふえればそれだけ税もふえるといふような御議論がございまして、なかなかいい点を探すことが難しいようでございす。

要するに、そのような余分のかかり経費といふものを個別的に所得税の上でしんしゃくするといふことは極めて困難でございす。これは、給与の支払い側が報酬面での何らかの配慮をしていただく以外に方法はない。言いかえれば、税の方ではとてもこれに対応して特定の措置を講じてあげるといふことは無理ではないかといふのが現在の結論でございす。今後とも御指摘に應じまして、また折があれば検討させていただくということにさせていただきます。

それから住宅ローンの負担の軽減の問題でございす。恐らくこれは住宅取得控除をもう少し広げろ、あるいは適用期限を延長しろといふようなお話でございす。そのように解釈いたしますと、昨年でございすか、昭和五十八年だったと思いますが、税制改正におきましてローン控除の控除率を七%から一八%に引き上げた経緯がございす。また、控除限度を三倍、五万円から十五万円に引き上げるといふ改正をいたしたことは御承知のとおりでございす。これはやはりローンを利用して中堅所得階層の負担を軽減

するために、税制調査会でも答申をいたしましたし、政府においてもそれを受け入れていただいたわけでございす。

ただ、三年間で最高四十五万円の税額控除でございす。これは客観的に申しまして、金額としては相当いい線まで行つておるのではないかと、判断を私とております。それはとても及びもつかないといふ御判断であれば別でございすけれども、もしこれをもう少し拡大をするといふと、新たにまた考えなければならぬ問題が出てまいります。というのは、所得水準がそれらの人たちよりもっと低くて、住宅取得もできないといふ人たちがいるわけでございす。控除だけをどんどん高めていくといふことは、その間にそれらの人たちの間の不公平という問題も我々は当然考えなければならぬ。その点で、現在の水準でございす。また今後事態の変化、経済状況の変化その他に伴ひまして改むべきことがございす。今後の税制調査会の審議の課題にしていきたいと思つております。

以上でございす。

○玉置(一)委員 時間が参りましたので終わりますけれども、先ほどの別居手当といふことが赴任手当、これは百万以上を企業が交通費あるいは手当として出しておる。これが結果的にはマイナスに食ひ込んでしまふ、こういう現実でございす。から、税制で考えていかないと、幾らふやしても追いつけつことになるというふうな形になっておりますので、その辺をぜひお考えいただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○瓦委員長 正森成二君。

○正森委員 参考人がお見えになっておりますので、与党の席が少くないようですけれども、あえてやらせていただきたいと思ひます。与党に反省を求めておきたいと思ひます。

今度、法人税法が税率がアップになりましたが、異例のことに租税特別措置法で手当てされました

二年の時限立法ということになっております。こゝういふことが行われましたのは昭和四十五年に一度ございまして、それは二年間で、四十七年に再度延長されて、それは結局本法に組み入れられるといふことにたしかになったことがあると思ひます。そういうのを除きますと極めて異例であります。我が国会サイドで考えなければならぬのは、この二年が過ぎた後どうするかといふことなんです。

それにつきまして、「税務弘報」といふ本がございす。その中で泉美松が、たしか税調の委員だと思ひます。専売の總裁をしておられた方ですが、その人がこう言つておるのです。問題は、二年間という暫定措置が終わつたら一体どうなるのか、法人税の増税分に見合う財源が出てこないといふ困るではないか、といふ問題はあるわけなんです。ですから、今度はその増税期間の終わるころまでに、大型間接税を、どのようにするかといふ問題を、改めてまた検討されなければならぬ、といふことにならうかと思ひます。こゝう言つておられるのです。これは極めて重大な発言であります。八四年三月号です。だからこゝういふ考えが政府税調にあつたことは事実だと思ひます。

ところがその後、幸か不幸か三月十三日の衆議院の予算委員会が、私の内閣では大型間接税は導入する考えはない、それは公約と考えていたで結構だ、こゝういふことになつてゐるのです。それについては今同僚委員から、大型間接税といふのはどういふものを言うのかといふことから始まつて、木下参考人のいろいろの詳しい御説明をいただきました。

そうしますと、大蔵政府税調の首脳部が、こゝういふように総理が嫌だと言ふものを勉強する意欲を欠く、自分はオールドと言われましたが、古い学者として所得税に魅力を持つておるといふか、あるいはもつと考えなければならぬといふように言われましたが、その関係で私は伺ひます。グリーンカード制度が二年前に通過したわけ

ですが、その後三年凍結されました。それが六十一一年の一月一日からはグリーンカードの交付とかいふいろいろなことをやらなければならぬから、その予算措置は六十年年度の予算案で行わなければならないといふように言われておりました。このタイムリミットが迫つてゐるわけでありす。

そこで利子課税について、グリーンカードをあのままの状況にしておくことはできませんので、いろいろ考えなければならぬといふ議論等もございまして、物の本によりまして、八月までには結論を出さなければならぬといふか、あるいは地方税に付加して課税するといふことも五月ごろには御意見を承らなければならぬといふのが出ております。この問題については我が国の財政改革との関係で非常に重要な意味を持つておりますので、率直な御意見を承りたいと思ひます。

○木下参考人 幾つかの問題をあわせて御指摘いただきましたが、最初の問題で泉税調委員の雑誌の記事といふものについては私、読んでおりませんが、御質問がございまして、こゝういふ考え方が税調の全体の考え方であることは絶対にならぬといふことを申し上げておきます。

それから、二年間の時限立法といふことでございす。これは私どもの年度答申には時限立法という形では出ておりません。少なくとも私は、これはこのまま続くものという解釈をとつております。そのために新しい税を導入する云々といふようなことも、こゝういふ引きかえのような条件として、法人税の増税のタイムリミットが切れたときに引きかえに新税をやるといふような発想も全くございせん。

ただ問題は、利子・配当課税の問題でございす。これは昨年中特別部会を設けて、いろいろ利子関係者に参考人として来ていただき、内部でも非常な議論をいたしました。なかなか難しいわけがございす。私自身は別途意見を持つておりますけれども、それを調査会の席上で大きな声で言うといふような段階でございせん。

で、今後引き続いて検討せざるを得ないと思うわけでございますが、私自身はグリーンカード制度をも一度という考え方でおります。それでないとしても仕方がないという考え方でありますが、これにつきましてもさまざまな階層、グループからさまざまな論議でもって反対論が出ておりますので、この処置は、とても十分皆さんを説得するだけの材料も持ち合わせておりません。

それじゃ、我々の多年念願しておいた利子・配当所得の総合課税というのを捨てるのかと言われたい。これは絶対にその旗をおろすわけにはいかないわけですね。その旗をおろさないで何か現実的な方法を探すとすれば、現在のように非常に複雑な金融組織あるいは金融活動、それから貯蓄の態様が多岐にわたつておる、こういうものに一律にみんなうまくいくような制度を工夫しろと言つたところで、しかも夏までという期限を設けられまして、果たしてうまくいけば結論が出るものかと悩んでおります。その中間にはいろいろな案が出まして、例えば源泉分離の三五％というので全部やつてしまふというような議論もございまして、これは所得分配に困る。それから二〇％徴収して、返すものは後で申告のときに返したらいいじゃないか、還付請求を認めたらいいじゃないかと言いますが、ちよつと私、そのために先般、主税局の当該者に聞きましたところ、二〇％の適用税率で所得税を納めている人の課税所得というのは大体三百万前後、それより下の人たちが全部還付の請求に来るとすれば、その数は千五百万、二十万というような数に上るといふので、医療費控除どころの騒ぎじゃなくなるわけでございます。とても還付請求に応じるといふことはできない。もちろん給与の支払い者の段階でそのことをやれと言いましても、これは大変な費用を彼らにかけるわけでございますし、現に医療費控除でも、給与の支払い者の段階で医療費控除を認めるということになりますと、これも企業の給与の支払い者が大変困る。

万般考えますと、私は、現在何も成案はござい

ません。今後そういう御下命がありますれば、皆さんの意見を再度詳しく伺つて、いろいろな御議論を中心にしてまいりたいと思ひますが、先ほど先生御指摘のように、実はその一方におきましては、貯蓄には課税しないでいんだという若手の議論がございまして、利子・配当とかそういうものも課税はやめろという議論がございまして、所得税がまるでなくなつてしまつて、そしてそういう直接消費税というふうなものになりまして、ときには、法人税のあり方にも響いてまいります。こういう議論もございまして、利子・配当課税の姿を考えなければなりません。大変な作業で、とても私の任にたえないと思ひますが、この点については、できれば精力的に検討してみたい、何らかの結論をまとめたという気持ちでございまして、私個人の見解を交えまして、申しわけございませう。

○正森委員 時間でございますので、もう一問だけ聞かしていただきます。

政府税調の納税環境の整備に関する答申の部分を見たいと思ひますと、私自身としては納得できない点は多々ございまして、時間の関係で二点だけ御意見を承りたいと思ひます。

それは、この文書の四十ページのところでこう言つておられるんですね。「債務者たる納税者は、その所得に関する十分な情報と証拠を持つてゐるのに対し、債権者たる税務当局は、所得の形成原因たる取引関係等からみて第三者であり、しかも、法律の規定に基づき国民全般に対して大量的かつ、反覆的に課税処分を行つてゐるので、税務訴訟において税務当局に的確な証拠の提出を求められてもその提出が困難である場合が多いばかりでなく、遂には立証できないような場合もある。」こういうふうに言ひまして、それからさらに二ページぐらいたちますと、推計課税について、「ある程度の蓋然性をもつて満足しなければならぬものであるから、その推計の方法が一般的に合理的であると認められ、裁判所が推計の結果をもつて真実の所得金額と合致する蓋然性がある」との心証を得れば、目的が達せられたといふべきであらう。したがつて、これについては、経験則上一応納得しうる程度の立証でよいとする原則が確立されることを望まれる。」こう言つておられるんですね。

これは行政府なり何なりとして司法府に對して、そもそも準証責任を負ふべき税務当局が、立証は大体不可能であるといふようなことを頭から決めてかかれば、だから蓋然性で十分だといふことを裁判所に認めさせようといふようなことを政府税調が言つておることにはならないので、これは我が国の三権分立の建前からいっても、政府税調はいささか思ひ上がり過ぎてゐるのではないかといいことで、政府税調が言つてもよい限度と言つてはならないところのわきまといふものをやはり心得て、答申をなさるべきではないかと思ひますが、いかがですか。これで私の質問は終わります。

○木下参考人 この辺の文章は、申告納税制度に関する小委員会の報告を受けて、そのまま中期答申の内容としたものでございまして、私、法律家ではございせんので、先生の前で法律論をぶつという資格はございせん。

ただ、私の素人としての感じだけを申し上げさせていただきますが、昨日も御質問に對して申し上げましたけれども、私自身は、立証責任というのは納税者自身が持つのが当然だ、これは非常に過激な議論で済みませんが、そう思ひます。というのは、どれだけの所得を得たか、どれだけの経費を使ったかといふことは納税者が一番よく知つてゐるといふだけのことでございまして、後の法律論はございせん。

ところが、その議論を、私の友人の租税法の研究家に聞きますと、さまざまな判例等を引用いたしまして、いや、日本では準証責任、立証責任を徴税側といふんですか、国側に持たせるような判例が大部分だといふことを聞きまして、なぜだろ、と、私は経済学者でございまして、わからないことではございせん。私のそういう素朴な印象といふものは、まさにここに出ておると思ひわけでございます。

ます。ただ、それが政府の一方的な強権力に基づくところのむちゃくちゃな租税徴収とか査定とかといふことにならないように十分な歯止めを持つておけば、こういう考え方でいいのではないかと、甘過ぎるとおっしゃれば引き下がりますけれども、そういう考え方でございまして。

○正森委員 私はあえて参考人と論争するつもりはありませんが、よく知つておる者が立証責任を負ふべきだといふような乱暴な議論をやれば、公害裁判では公害企業が有毒物質を排出したかどうか一番よく知つてゐるんだから、そこが立証責任があつて、不正行為上の立証責任を逆転して証明を負わなければならないとか、あるいはさらに言葉を進めれば、刑事責任において、悪いことをやつた者が、やつたかやらないか一番知つてゐるんだから、檢察官が立証しないでもそういう者が無罪だといふのは当たり前だといふような議論にまで行く。刑事裁判と民事裁判と違うかもしれせん。もちろん違ふのですけれども、民事裁判についても軽々に、この問題についてはこの人間が一番よく知つてゐるんだから立証責任だといふような議論については、私は断じて法曹としても賛成することができないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○瓦委員 木下参考人には、昨日来御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後四時三十二分開議

○瓦委員 休憩前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。野口幸一君。

○野口委員 竹下大蔵大臣には、御家庭に御不幸がありましたにもかかわらず、国政のためとはいえ、連日御苦労さまでございまして、改めて敬意を表します。

先聲、同僚議員が既に言い尽くしている部分もございしますが、重ねて私にも御説明をいただき、ぜひ国民の皆さんが納得できる御回答をいただいでおきたいと思うのでございます。

まず初めに、大臣からお答えいただく前に、主税局、きょうは局長お留守で、審議官お見えでございませうけれども、まことに失礼な質問かも知れませんが、減税とは一体どういう意味があるのか、また増税とはどういう意味を持つているのか。つまり、国民は直接減税というのとはどういう立場でどのように解釈をするか、増税というのとはどういう立場でどのように解釈をするものか、ひとつその点を明らかにお答えをいただきたい。

○水野(勝)政府委員 御承知のように、日本の税制は英国などと違いまして、単年度単年度で税法を決めていくということではなくて、一度税法を決めさせていただきますと、改正があるまでは続けられるという恒久法主義と言われているわけでございます。したがって、施行されております法律、そのままだにございまして、それに応じましてのいろいろな負担の変化はございしますが、今委員御指摘の増税なり減税なりという言葉は、こういう恒久法主義的な税制のもとにおきましては、そうした税制、制度を変えさせていただきますことによりまして納税者の負担がふえるあるいは軽減される、これが現在言われておりますような増税なり減税という意味ではなからうかと思われま

す。御質問の趣旨に十分お答えしておるかどうかわかりませんが、一応そんなふうにご考えておるわけでございます。

○野口委員 私は、少なくとも、国民がみずからの懐から税という名のつく負担が増加する場合は増税、それが減る場合は減税、こういう解釈をいたしておりますが、いかがですか。

○水野(勝)政府委員 納税者の方々の御負担は、税制そのものはそのままでございまして、経済的な諸変動あるいはそれぞれの方々の所得なり消費の内容の変化によりまして、自動的に申しま

すか、変化いたしますわけでございますので、そうした点は現在の法制の中では織り込まれておると私ども考えておるわけでございます。その方の所得、消費が変わることによりまして税負担がふえるあるいは減る。そういう側面からだけ見ますと、税負担がふえる、減るという点はあろうかと思われま

すが、私も税制を担当する者といえども、それは直増税であり減税であるということと、ろまでは申し上げてはいないわけでございます。ただ、そうした税制を変えないでも納税者の負担が変わる、減ったりふえたりするということにつきましては、税制改正をする際に、そうした社会的な負担の変動があることは十分に念頭に置きまして考えなければいけない、こんなふうにご考えておるわけでございます。

○野口委員 それでは、今回所得税法の改正によつて課税最低限が引き上げられることになりましたが、過去五年間それが据え置かれた。特に給与所得者はベースアップによつて若干ながら今日まで給与が上つてきた。課税最低限がそのままでありま

すから、当然税は負担が重くなる。この場合、増税という言葉は適切でないというお考えですか。

○水野(勝)政府委員 確かに昭和五十二年の改正で制度改正を行つていただいた後、六年と申しますと七年と申しますと、制度改正はなかつたわけでございます。その間所得税は、御承知のように、一定の控除を引いた残りの所得に對しまして累進税率で課税をさせていただいておるわけでございますので、所得水準が上昇いたします場合には、そこは当然負担額はふえてまいるわけでございます。それは当然負担額のように、ある一時の点をとらえれば、所得の多い人と少ない人では、比

例的な負担配分以上の負担を高い所得の方にはお願ひするという累進構造をとつておりますので、ある時期それを固定いたしました、一方所得水準や何か変化いたしますと、税額は変化するということでございます。そういった点から申しまして、負担がふえるという意味におきましては負担がふえているという意味におきま

しては負担増加。これはある意味では増税というお言葉も使われる場合もあるかと思われま

すけれども、これは制度改正によりまして、その負担増加ではないという、ある意味では形式的な議論かも知れませんが、増税ではないというふうには、一応は考えさせていただいておるわけでございます。

しかし、負担がふえているということは確かにございまして、そうした点は一応前提としまして、五十二年以来毎年税制調査会を初めといたしまして議論はあつたわけでございますが、とにかく歳出の二〇%、三〇%も国債に依存しているという財政状況と、それから負担水準そのものにつきましてもいろいろな、外国との比較とか、そういった点からいいますと、なお御負担をお願いをし

てもやむを得ない状況ではないかということから、制度改正は行われてこなかつたということではないかと思ひます。

○野口委員 御丁寧に御答弁いただいたわけですが、私の言わんとするところとちよつとニュアンスが違つたわけでありま

す。つまり、私も先ほども申しましたように、国民の懐から税という名のつく負担がふえること、これは増税だと思つておるわけでありま

す。統計によりま

すならば、これは古い統計であり

ますけれども、五十二年から五十七年までの平均

給与の伸びが三〇・一%に對しまして、所得税の

伸びは七一・二%となつておるわけでありまし

て、倍以上も所得税が伸びておるという過去の経

過に立つておるわけでありま

す。当然これは制度

がかわらないのに自然増という形の中で増税され

てきた、こういう経過について、私もはまこと

に遺憾な状況であつたということを申し上げなけ

ればならぬと思つたわけでありま

す。そこで、今回も実は総理大臣等の御答弁を聞い

ておりますと、減税の方は減税減税とおっしゃる

のでありますけれども、それに対するいわゆる

財源の確保という立場からは増税という言葉を

お使いになりませんで、お使いになりますと「増税

なき財政再建」等にひつかかってくるという思惑

もあるのかもわかりませんが、お使いになつてお

らないわけでありま

す。まさしく今回、昨日だ

つたか、大蔵大臣の御発言の中には増減税という言

葉をお使いになりましたけれども、私は今回もや

はりそれに対応して増税を行つていらつしやる、

こう思つたわけでありま

す。したがつて、一方で減

税をされた、けれども一方では増税をされたと思

つても差し支えないと思ひますが、いかがで

しょう。

○竹下國務大臣 これは増減税抱き合わせとかあ

るいは増減税チャラとかいう言葉もございま

すが、私は増減税減税というのは、言つてみればい

ろんな考え方があると思ひます。現行の所得をそ

のままにして計算した場合に、率等が変わつて増税

と言へるし、その率等が変わつて減税。だから、

個々人は生活の態様によつて違ひますけれども、

仮に全く同じような生活をしておつた場合、出る

ものが少なければ減税で、出るものが多ければ増

税だ、こういう議論もできるのじゃないか。

今度の場合は、私は厳密に言う増取措置という

のは、例えば法人税で還付制度の問題でございま

すとか、あるいは延納を廃止する問題でございま

すとか、これは増取措置だと思ひますが、あと税

率が上がったものは、私は素直にこれは増税だと思

つて差し支えないではないかというふうにご考

えております。

○野口委員 そこでことしの場合、今回の法改正

によつて減税される見込み額と申しますか、増減

の見込み額というものが予算委員会に提出されて

おりますが、これによりまして、いわゆる減税に

当たる部分は総額、初年度に当たりましては九

千三百二十億、平年度において八千三百六十億に

對しまして、いわゆる法人税率の引き上げあるいは

酒税の税率の引き上げ、物品税の税率の引き上

げを初めまして、ちよつと先ほど大臣もお述べ

べになりましたが、延納制度の廃止ということ

を、増税じゃないということでございますけれども、

これをそれに入れさせていただきます場合

に

に

は、それに対する増税部分は実には初年度が九千九百七十億、それから平年度は九千九百三十億となりまして、いずれも増加の部分が多いのであります。

そういったしますと、減税をしたというところをおっしゃりたいでありまして、けれども、残念ながらこの数字を見る限りにおいては、本年度は増減は実には差し引きをいしたしますとプラスの部分が多いわけでありまして、減税をしたとは言えないんで、増税をしたということになってしまふのであります。この辺の御見解はいかがでしょう。

○水野(勝)政府委員 計数的には今委員御指摘の計算になっておるわけですが、先ほど大臣からも御説明ございましたように、九千三百二十億に對します財源措置といたしまして法人税、物品税、酒税の引き上げ措置は行われていたというわけですが、そのほか法人税の延納制度、欠損繰り戻し制度、そういったもので千四百五十億円の増取措置を計上させていたというわけでございます。この千四百五十億円部分は、五十九年度だけにつきましては増取となるわけでございます。あと翌年度以降はまた御負担と申しますか、納税者のお払いいただくものは変わらないという意味におきましては、五十九年度としてはこういった数字でございますが、これを平年度化してみますと、こういったものは除外して考えることができるという考え方がいたしますと、ネットといたしまして減税額の方が、この点につきましては多くなっているというふうには言えるかと思つてございまして、ただ、石油税の点がまた別途あるわけでございますので、この点につきましてはまた別途の御説明もあろうかと思つてございまして。

(委員長退席、中村(正三郎)委員長代理者席)

○野口委員 初年度といいますが、五十九年度における法人税の延納制度の廃止、確かに七百億、あるいはまた社会保険診療報酬の源泉徴

収率の引き上げ等は本年だけに計上されておりますが、平年度に移りましてそれがなくなつても、その数字を見ましても、実はまだ、今度は減税の部分が少ないなつてくるわけでありまして、当然これまたプラスになるわけでありまして、平年度においても九百七十億のプラスになるといふことになるわけでありまして。そういったしますと、今回の措置は、増減差引しますと、やはり減税をしたのじやなくて増税をしたという結論になるのじやないでしょうか。

○水野(勝)政府委員 増税の意味と申しますか定義につきましては、先ほどちょっと触れさせていたわけですが、先ほどとちよつと触れさせていたわけですが、同じような趣旨といたしまして、新たな措置として御負担をふやすようなものは増税である、そういう意味での増税はお断りしたいというところでございまして、石油税を除いたところの減税にございまして、初年度といたしましては若干の減税になっておりましたが、平年度におきましては減税部分が減る部分がございますので、プラスになっておるという、計数的には二百億程度のものがございますが、計算はいろいろございまして、そういう数字には確かなつておるわけでございます。ただ、この点につきましては、全体としての負担率を上げるという程度のものでございまして、私ども、この程度のものでございまして、全体としての負担率を引き上げるような税制改正であるというところまで行つていないのではないかと気がするわけでございます。

それからもう一つ、計数的に機械的に計上し計算をいたしますと、初年度減税額に對しまして、平年度は若干所得税の減税は減るわけでございますが、これは全く経済の成長を抜きにした数字でございます。先ほど申し上げましたように、所得税は累進構造をとっておりますと弾性値も大きいわけでございますので、そういった動態的に計算をいたしますれば、減税額はまたこれより大きく

なるといふ計算もあろうかと思つてございまして。

○野口委員 いろいろ御説明がありましたが、私はやはりこの五十九年度におとりになった措置は、税制改正によつて増減額をそれぞれ検討いたしました場合、少なくとも減税をしたと大見えを切るような状態にはないということだけははっきりと言へるのじやないかと思つております。

昨年でありまして、当時二階堂自民党幹事長から、この減税につきまして、いわゆる景気の上昇を促すに相当する大幅な減税を行う、こういうことをお約束なさいました。それが選挙にもいろいろとキャッチフレーズとしてお使いになったところでありまして、明けてこの五十九年度予算の作成に当たりましてお示しになりました減税というのは、今私どもが承知いたしておりますこのような内容であるわけでありまして。そういったしますと、二階堂さんがお約束になり、あるいはまた選挙等で自民党さん、政府みずからが減税を約束された、いわゆる景気浮揚に役立つ大幅減税というものは、これによつてなして遂げられたと思つていらつしやるのでしようか、いかがでしようか。

○竹下(国務)大臣 これはなかなか難い議論のあるところでございますが、いわゆる景気浮揚に役立つ相当規模の所得税及び住民税の減税、こういった各党間の話し合いの中における、この景気浮揚とは何ぞやという議論が、結局ある程度生煮えだったのじやないか、私はこういう気がいたします。どちらかといへば、私の側では、三、四％の実質成長が危ないじやないか、だから、これをより確実ならしめるものが、言つてみればこの景気浮揚である。その考え方は、双方の理解の落差がある程度個人によつて違つたまままで今日来ているのじやないか、こういう感じがいたします。

それは、一つは潜在成長力を何ぼに見るか、こういうところからおのずから差異が出てくることろであります。私どもとしては、五十九年度の場合は、言つてみれば四・一％の実質成長ということ念頭に置いておりますと、それをより確実

ならしめる下支えにはなつておるといふ意味においては、景気というものを理解の中に入れておるといふふうには考へておるわけでございます。

○野口委員 一面、大臣の説明はわからないわけではありませんが、私は考えますのに、今経済成長率四・一％を確保するためにという言葉がございましたが、私は、日本の経済力を考えますと、決して四・一％ぐらゐではない、もっと経済成長率を見てもいいのじやないかとさへ感じるのであります。これは見解の異なるところであるかも知れませんが、これは見解の異なるにもかかわらず、政府が引き出さなければならぬにもかかわらず、それは施策によつてむしろとめられておるといふような感じがしてならないわけでありまして。特に、景気浮揚に役立つということになりますならば、国内需要の喚起ということになります。当然やはり国民の所得、あるいはまた可処分所得と申しますか、その部分が增大されて、それから購買力が大きくなつていくということが大事なことだと思つておるわけでありまして、そういう意味では、まだまだ今回の減税程度では可処分所得が増加をしたという程度にはなかなかつてないのじやないだろうか、こういう気がしてならないわけでありまして。

加えて、この四月以降公共料金がメジロ押しに上がつてまいります。鉄道運賃を初め消費者米価等々、あらゆるものが上昇機運にあるわけでありまして、こうなりますと、今回の減税ぐらゐでは、とてもじやないが景気回復に役立つという減税には到底おぼつかない数字であると言わざるを得ないと思つております。大臣、改めてお尋ねいたしますが、その状況を考へてみた場合、改めてもう一遍大減税をやるといふようなお気持ちにはございませんか。

○竹下(国務)大臣 確かに、物の見方によつて、今回の増減税を含め、あるいは歳出を入れてみましても、経済成長力に対する寄与度はゼロでございますので、言つてみれば下支えの限度にとどまつておる、この御批判は、私はそのとおりであると

いうふうにも思います。一方、より多くの減税をして、それがいわゆる消費拡大につながって景気回復になれば、自然増収もあるんじゃないか、こういう議論になるわけですが、貯蓄性向が強いから、かなりのものは貯蓄へ行くでございましょう。

しかし、可処分所得がふえればそれが購買力につながるという論理は、それなりに通る論理であります。さてそれじゃその財源をどうするか、こういうことになりまして、それに見合うものが赤字公債であった場合には、やはり市中金融の金利等に影響を及ぼして、いわば企業等の金利が高くなれば、別途設備投資意欲も失われるでございましょうし、それによって入ってくるいわゆる自然増収というものは、発行する初年度で見ますと、定かに数字を覚えておりませんが、発行する公債のほんのわずかな比率しか自然増収そのものに結びつかない。ということになれば、やはりいわゆる財政の体質をより悪くして、総体的に日本経済全体の足を引っ張る結果になっていくという意味においては、やはり財源問題ということが念頭にあってしかるべきでございまして、また我々としても、そのことを考えと、これ以上的大幅減税というものはまさにちゅうちょ逡巡せざるを得ないという考え方であります。

○野口委員 私にはちよつと大臣とそこところは違ふのでありますが、私は、まだまだ減税をする財源は、今大臣がお述べになりましたような措置をとらなくともあるのではないだろうかという気がしてならないわけでありまして、今回の財源の求め方にいたしまして、酒税だとか物産税だとかいうようなもので取られておるわけでありまして、御存じのように非常に逆進性の強いところで、取りやすいところという意味もあるかも知れませんが、取られていくわけでありまして、そういった結果的にはこれは国民の負担になるわけでありまして、減税をされても片方で取られてしまうということになりますと、本当の減税の意味というものは半減してしまうわけでありまして。

私は、もつと大きな減税というのは、まだまだ他に財源を求める方法というものはあるのじゃないかという気がするわけでありまして。たとえば租税特別措置法の抜本的な見直し、あるいはまた、私は後ほどお話しを申し上げたいと思ひますが、地下経済と言われるアングラエコノミーの開発によって、まだまだ取れる部分というのは存在する。むしろ今日の国税当局は、この問題でやっておられるようでありますけれども、なお足りない部分が存在するはずであります。そういった徴税努力を重ねることによって、なお私どもは財源確保というのは困難ではないという見方をいたしておるわけでありまして。これは後ほど、地下経済の問題につきましては時間がありませんでしたら御質問を申し上げたいと思つておるところであります。

さて、若干中身に入りたいと思ひますが、そういった経過で今回減税をされたわけでありまして、その中身は、いわゆる所得税法の改正ということによって人的控除の引き上げ、さらには給与所得控除の引き上げ、また税率の見直し、特別人的控除の引き上げ等々あるわけでありまして、特に人的控除の引き上げで、基礎控除あるいは配偶者控除等が引き上げられております。いずれにいたしましても、この基礎控除、配偶者控除等にかかわるいわゆる人的控除というものは、その発想は何かから始まったものでありましよう。

○水野（勝）政府委員 所得税の基本的な考え方としては、所得を持つておられる方につきまして一定の基礎的な部分は控除をして、残りの所得につきまして累進的な税率で課税をさせていたのだというのが基本的な考え方であらうかと思ひますが、ごさいいます。全体としてそうした人的控除の組み合わせ、その他の控除の組み合わせによりまして、どれだけの水準の方から所得税をいただくか、それがいわば課税最低限でございまして、この課税最低限をどういう要素の組み合わせで構成していくかというときに、その中にサラリーマンの場合でございまして給与所得控除

あり、また、今お話しした人的控除ありでございまして、そうした構成をとつておるというのが所得税の大体の共通した形でございまして、その中の基礎的な部分を控除して課税対象外に置くという基本的な発想の中で人的控除があるということでございます。また、この人的控除の考え方につきましては、いろいろ歴史的にも変遷があるわけございまして、現時点では家族、世帯の人員一人当たり均等額でできているというのが現状でございまして。

○野口委員 税法の中で人的三控除というのは、今お話ししましたように基礎控除、配偶者控除、扶養親族控除の三つがありますが、これは最低限度の生活費を意味しているのではないかと。それを一つの物差しにして、いわゆる基礎控除、いわゆる人的控除というものが構成されてきたと思うのであります。いかがでございましょうか。

○水野（勝）政府委員 基本的には委員御指摘のよう、基礎的な生計費部分と申しますか、そういったものは所得税の課税の外に置くという意味で、人的な諸控除があるということであらうかと思ひわけでございます。

○野口委員 そういたしますと、これが今日まで一人当たり二十九万円という低水準で六年間据え置かれてきたわけでありまして、今回の措置で三十三万円になるわけでありまして、この年間三十三万円というのは、一月当たりにいたしまして二万七千五百円でありまして、こんな金額でとても生活をするというものではございません。したがって、今生活保護基準に照らしてみますと、四人家族で一年間約百九十四万でありまして、所得税法で控除されるのが一人三十三万円なら、四人家族の場合には単純に四倍すると百三十二万円で生活しろということになるわけでありまして、こちらの方は六十二万円も安い、低いということになるわけでありまして、理論的に少しおかしい。いわゆる生活保護基準に照らしても、この基礎控除額というのは大幅に少ないんじゃないか、こういう考えがわいてくるのであります。とにかくこの

数字は、私どももいたしましては、生活保護基準よりも低いというものがいわゆる人的控除の中でまかり通つていくということを指摘したいのであります。また、どのようなお考えでこの数字をお認めになつていらっしゃるのですか。

○水野（勝）政府委員 課税最低限につきましては、生活保護基準との比較も私ども、時折議論をさせていただくわけでございますが、基本的には所得税の課税最低限と生活保護基準とは、必ずしも真正面から比較できるものであるかどうかという点につきまして議論をさせていただいておるわけでございます。

生活保護の場合におきましては、その方の年間のフローとしての所得のほかに、資産のあるなし、あるいは扶養関係のあるなし、そういったものを一切考慮し、また、ほかの公的な扶助手段、そういったものも全部動員してなお生活に事欠くというときに、最後の手段として生活保護がある。一方所得税につきましては、これは年間のフローとしての所得につきまして、どの程度の所得の水準から所得税の負担をお願ひするかという水準であるということから、必ずしも真正面から比較をすることのできる数字ではないというふうに考えておるわけでございます。

そうした議論はさておきまして、御指摘の控除と保護基準との関係につきましては、サラリーマンの場合につきましては、御承知のように今回の引き上げを実現させていただきますれば二百三十五万円になるということから、御指摘の生活保護水準の基準は上回つておるというふうに申し上げておるわけでございまして。

○野口委員 とにかく、先ほどもおっしゃつていますように、議論の分かれるところだということでありまして、議論の分かれるところだということでありまして、私どもから見ましても、生活保護基準よりもなお所得税の控除と言われれば基礎控除の人的控除が下回つていくということ、健康で文化的な生活を営む権利を有するという憲法の精神からいましては違反をしている、考え方が間違つていくんじゃないだろうか、少な

くとも最低生活の保障というのは税の対象にならないということをきちっと確保すべきであるというのが私の考え方であり、理論であります。いずれにいたしましても、このところはこれ以上やってみなくても、それは議論の分かれるところでありますからやめすけれども、そういう点は今後とも一層、この人的控除の金額についてはお考えをいただかなければならぬと思うわけでございます。

次に、源泉徴収の問題について若干申し上げてみたいと思います。

源泉徴収というのはなかなかいい言葉が使ってありまして、私も長年給与関係の仕事をしたこともあるわけでありませうけれども、「源泉」というのはだれが考えたか知りませんが、「泉のもと」と書いてありまして、本当に自然にわくことく徴収できる。なかなかいい言葉を使ったものだなと思うのであります。だれが考えたか知りませうけれども、源泉徴収というのは本当に字のごとく、ひとりで入ってくるようにできておりまして、大蔵省といいますか、政府としては非常にいい制度であると思います。

しかし、源泉徴収義務者というのは全国に約三百万おられると思いますけれども、非常な負担を負っているわけでありまして。しかし、源泉徴収義務者は国から何らの報酬ももらっているわけではありませぬし、むしろ責任だけ負わされているわけでありまして。

しかし、この源泉徴収の中身をよく見てみまして、各国との比較などいろいろ考えてみますと、日本の国ほど源泉徴収の項目の多いのはないので、すね。よその国は、源泉徴収というのはそんなにたくさんやっていないのですね。日本だけが、何もかも源泉徴収で取るように幅を広げてやっておられるようでございます。

それで、特に私の中で質問いたします争点は、源泉徴収義務者がいわゆる給料が出ましたときには、源泉徴収した税金は、法によりますならば翌月の十日までに納めればよいと、百八十三条の「源

泉徴収義務に書いてあります。そうすると、例えば一月以上ということはないとしまして、仮に毎月給料を十一日なら十一日に払うということがございますと、一月月間、納めるまでの間猶予があるわけですね。その間は、その金はどういう性質のものなんですか。

○水野(勝)政府委員 源泉徴収をしていただいたものは、翌月十日まででございます。その間につきましては、一応徴収をさせていただいているものを国に納めるまでの間としましては、預かり金的なものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○野口委員 預かり金というのはどっちからどこから見た預かり金ですか。国から見て、国が預けているのですか。それとも、いわゆる取られた給与所得者が預けている預かり金なんですか。どちらから預かっているのですか。

○水野勝政府委員 源泉徴収の法律関係といたしましては、国の側と源泉徴収をされる側とにつきましては直接的な法律関係はございませぬので、そういう意味からいたしますと、本来でございまして即時御納付をいただくというのが、その間いわば国からの預かりというふうに考えられ

私とも公務員の場合におきましては、給料を支給をされるときに即日振替で国庫納付されますので、そうした場合は十日と言わず即日に納付されると申しますか、振替納付されるわけでございますので、そういう点からいいますと、これは国

からの預かり金というふうに考えられようかと思
うわけでございますが、純粹に形式的に法律的に
詰めてこうしたお答えでよろしいかどうかにつ
きましては、ここで即座には申し上げられない点
もあろうかと思いますが、一応現時点ではそんな
うにお答えをさせていただくわけでございます。

き税金は引いているのですから、給与の支払いの日に支払わなくてはならないのは当然でありますね。その日に納めて当然でしょう。金がないといふわけはないですね、月給でも何でも金があつて払うのですから。それでは逆に言いますと、なぜ一カ月も余裕があるのですか。

○水野(勝)政府委員 本来でございましたら、お話しのように、国家公務員の場合と同じように即日振りかえていただくところではあるかと思えますけれども、やはりこれは一月分をまとめたうえで、源泉徴収義務者に一月月に一回ずつお納めいただくということで、そこは便宜簡素化さ

せていただいているということではないかと思ひます。一カ月一回でございまして一日でもいいわけかと思ひますけれども、そこは納税者のと申しますか、源泉徴収義務者の御便宜等を考へて翌月十日といひしておるのではないかと考えられるわけでございます。

○野口委員 その辺もわからないわけではありきせん。例えば給料の支払いを、いわゆる常勤者には定日に払う、しかし日雇いの臨時雇用者というものがあまして、それは月の二十七日に払うという場合もございますから、その場合の源泉徴収を翌月にまとめて一緒にやるんだということですよ。

しかし考えてみますと、この源泉徴収義務者がい
わゆる徴税をいたしまして翌月の十日までの間
持っていることができるということは、これは私
から言わしめるならば非常にあいまいな規定であ
ると思うのであります。私は源泉徴収義務者は大
変だろうと思いますけれども、少なくとも徴税を

したら必ずその日のうちに、あるいはまた即刻
いいますか、それは支払い金がないというわけ
ではないのですから、源泉徴収の意味から言うな
らば、いわゆるわいてくる立場から言いますな
らば、当然それは納めるべきであることだろう
と申すのです。一カ月間余裕があるということ

りますと、これを逆に使いますと、給与を払って
から一カ月間はそのまま置いておいて、預金を
て、その翌月の十日までに払うということになり

るわけでございますので、これをさらに早めるといふのもいかがか。間接税等でございしますと翌月末というのが多いのでございしますけれども、徴収をいたしておるわけでございますので、そのころは翌月十日というふうにお願いをしているののではないかと思うわけでございます。

それからまた、徴収をしておりますからお金があるというのは一般的な事情ではございますが、税法のぎりぎりした考え方からいきますと、支払うべき時点におきまして支払ったものとして源泉徴収がされておるといふうに観念をいたしておるわけでございますので、一〇〇％現金と結びつ

ますが、またかなり下回る場合もあるというふうな事例が少なからず出てきておるということで、この点につきましては私ども重々反省をいたしておるわけでございます。

○野口委員　実数はどういうぐあいになっていましたか。実数をちよつとお示しください。

○水野（勝）政府委員　五十年代に入りましてからの数字で申し上げますと、当初予算に對しまして

いろいろと弁解する政府の御答弁も聞いたところでありましたが、見積もりが実収とこんなに大きく違った原因は何なのでしょう。

○水野(勝)政府委員　これは五十四年の暮れに第二次オイルショックがあったわけでございますが、それを受けて全体の経済活動が予想以上に低下をいたしました。これを受けて、税収の方も当初予算額をかなり大幅に下回って不足を生じたというところでございまして、この点につきましては、私こういったことを繰り返すことのないように、私

ども重々反省をいたしておるわけでございます。
(発言する者あり)

○野口委員 後ろから声がありまして、五十六年は野党は過大だと言ったではないかという話がございますが、それはあつたとしても、五十七年度も同じように繰り返しておるわけでありまして、五十八年度はどのような結果になりますか、まだはっきりしないのでありますけれども、いずれにしても、私、これは一番悪い例えであるかも知れませんが、どうもこの予算をつくるときに

であると思うのですが、大臣はどのように理解を
していらっしゃるのですか。

○竹下国務大臣 これはそういう野口さんの御意
見というふうなものが私の唯一の支えでございま
して、予算編成期になりますと必ず定員をどうす
るか、こういうことになります。そうすると、一応
まず世論として出るのは「随分始めよ」、こうい
うことでございます。おれの方は例外だ、なか
か主張しにくいことではございます。したがって、
年々議論をして、今おっしゃいましたように、こ
とは二けたは二けたでございませうけれども、あ
けてみたら一けただったというときには、
済まぬなという気が本當にいたします。

ただ、実態として一生懸命努力をしておるの
最近コンピューターを入れました、そういうよ
うなことで、せめてそういう労働過重を減殺して
おるといふことが言えるだろうと思ひます。した
がつて、附帯決議をいただいたり、今のよう
な発言をいただいたり、それだけが本當は支え
になって、予算編成期の際には攻められる立場
ですから、攻められる方が、おれの方は例外だ、非
常に難しい問題でございませうだけに、そういう御
意見があることが、私も十分それを体察させて
いただきましたが、だれが大蔵大臣になられても、
最後のところはそれが一番。だれも支えてくれる
ような者がいないとき、こういう発言とか附帯決議
というものでやると、心の中で煩悶しながら、結
果的に、ごらんになれば本當に何だ、そういうこ
とで妥結をしておる事実は、率直に私の感想とし
て申し上げておきます。

○野口委員 ちなみにこの五年間ぐらいでもい
ですが、申告納税人員と定員との対比を人員的に
端的にちよと示していただけませんか。

○岸田政府委員 ちよと手元に十年前との比較
がございませう。先ほど申しました大体の人数の増
加と御比較いただければと思ひますが、申告所得
税での納税人員でございませう、四十七年から五
十七年で一・三倍でございませう。法人数でござ
いませうと一・五倍でございませう。

○野口委員 言うまでもなく、今大臣が苦衷を述
べられました、一方ではこういうように申告納
税人員自身も大幅にふえているということだけは
しかりと御記憶にあるとおりでございませう
けれども、重ねて申し上げておきたいと思ひます。
それは、今日特に行政改革が提起をされていると
きでありますけれども、一方、行政改革はなぜや
るのかということになれば、国の財政を支えるた
めということでは始まった議論でありますから、
その意味では、直接関係のある今日の税務関
係職員といひますか国税庁職員の定数というものは、
そんなに御遠慮なさらないでいいのじやない
だらうかと思ひます。切るときは切
るところは結構でありますけれども、ふやすべ
きところはふやさなければ、前向きにいゆる徴
税体制といふものはできないわけでありまして、
やはり第一線で働く職員が病気になるという
はまた士気が非常に低下をしたりすることが非常
に大きな影響を及ぼすことは、先ほど数字をも
ってお示しをいたしましたような結果であります
から、もう重々おわかりだと思ひます。

もちろん大蔵大臣は、各省庁に対していねばそ
の予算を削減しろということではならなければなら
ない立場にありまして、自分のところだけ人を
ふやすということについては非常に苦しいという
ことは、わからないことではありませう。しかし、今日の
よって来る行政改革は何によつて出てきたかとい
うことから考えますと、これは私は決して身びい
きするわけではありませうけれども、大蔵省に關
連して、また大蔵省の職員の皆さん方とお話
をするように、国税庁の皆さん方とお話
をするに及ばし、非常に大変なことをや
つておられて、しかもまたその仕事の内容が年々非常
に増加をされている、緻密になつていく。先ほど大
臣も、コンピューター等を入れていくことで、
何とかして緩和をしよう、労働過重にならないよ
うにということをおっしゃるけれども、私
どもも見ていましてなかなかそこまで、いわゆる
実質的な労働過重をカバーするところまで

には至っていないと思ひます。

そこで、人事院にお越しでございますか。——そ
れでは人事院にお聞きします。
こういう環境にあるわけでありませうが、士気
を保ち、あるいはまた処遇を改善し、公務員制度
の見直しをする場合に当たりましてどのような配
慮が必要か、人事院ではどのようにお考えでござ
いませうか。

○藤野説明員 税務職員の給与につきましては、
税務職の職務の困難性、それから業務の特殊性、
御苦勞性等によりまして、一般行政職よりも高い
水準の特別の税務職俸給表を設けまして、それを
適用いたしますとともに、個々の職員の格付にお
きましては、いわゆる係長とか補佐とかいう役職
ではございませう、専門性に着目いたしました
専門官職といたしまして有利な格付をいたしてお
ります。そういう意味で、近年さらにそういう事
情でございまして、逐年その改善に努めてい
るところでございませう。

なお、今御指摘のございましたように、今後そ
の見直しに当たりまして、税務の特殊性につきま
しては十分配慮して対処いたしたいと考えており
ます。

○野口委員 行政管理局、お越しですか。——行
政管理局さんは、今日行革の中核でいろいろと行
政を見ておられますが、特に国税職員の、今私が
申しました増員の関係は、これは一応いろいろな
ところから言われているところでありまして、世
論の高まりといひますか、世論からも決して税
務署の職員があまり余っているというふうな声は聞
かないわけでありまして、むしろ足りないのだ、
もっとしっかりやってほしい、あるいはまたもっ
と親切に教えてほしいといひますか、問題があるわ
けであります、税務職員の増員を求めているこ
の態度に対して、どのようなお考えをお持ちで
すか。

○神澤説明員 お答えいたします。
国税庁の職員の増員につきましては、今大蔵大
臣からもいろいろその苦衷をお述べになられたと

ところでございませう、国税庁の次長も、ネット
で言う十六人だ、こういうことでございませう。こ
れは私どものお答えをいたしました、私毎年大
蔵委員会へ呼ばれて、いつもこういうおしかりを
受けるわけでございますが、定員削減というものは
各省共通におやういふ、こういうことで事務
の合理化を計画的に促進していただく。これは、
四十二年以降国税庁でも、定員削減計画ができて
から、いろいろ都市局、それからそれ以外の局と
の定員の再配分、所得税、法人税といった第一線
の調査部門、それから徴収、管理といった後方支
援部隊、これも大事なことでございませうが、こ
ういった事務の間の職員の再配分等いろいろ御努
力をいただいております。こういったことも、定員削
減計画といふことで一つの促進をやつていただく
効果はあったのではないかと思ひます。

それで、今おっしゃるように、国税庁の職員に
ついては従来から、その重要性につきまして行政
管理局でも十分認識をいたしまして、五十七年か
第六次定員削減計画が始まりまして、御承知のよ
うに、政府全体の定員の削減も五十七年から四百
三十四、五十八年から六百九十五、それから五十
九年が三千九百五十三、こういったことで大幅な
削減に努めているところでございませうが、国税庁
の定員につきましては、六次定員削減の前の五十六
年は四百八十八でございませうけれども、第六次定
員削減になって、今申し上げたように政府全体として
の削減が厳しくなる中で、五百八十八の増員といふこ
とで努めております。これは絶対数としてはとて
も足りないじやないか、こういう御指摘だと思ひ
ますが、政府全体の中での相対的なことで御理解
をいただきたい。重要性については十分認識して、
今後とも策定に当たってはそういう点を配慮して
まいりたいと思ひます。

○野口委員 何か最後の方、ぼそぼそと言
ちやつたので、言葉じりがこまかつたのでわから
なかつたので、考えて今後は人員削減につ
いても考慮するということなんでしょうか。

○神澤説明員 こういう財政事情でございませう

で、全体定員については非常に厳しい環境が今後ともまだ続くのではないかと考えますが、そういった中で、国税庁の定員につきましても、さつきも申しましたように絶対的な意味で飛躍ができるとはお約束できませんが、相対的な形で十分配慮してまいりたいと思っております。

○野口委員 再三にわたりまして当委員会におきましても附帯決議を提起いたしまして、この問題については改めて私から申し上げるまでもなく、先輩各位が申されております言葉に尽きるわけでありませんが、特に今大臣初め関係の国税庁職員の皆さん方も聞きでございまして、ぜひとも、財政再建が叫ばれているさなかであります存在は非常に重要なもので、ますますその価値を深めているわけでありまして、もちろん人員も必要であります。中身の問題として有能な人材、優秀な人を集めて当たってほしいということでございますが、この点について人事院は先ほど、俸給表は特別なものをもって充てていくとかいろいろのことを若干言われましたけれども、特に有能な人材を国税庁職員として充てるといふ、特殊な立場にある職員を育成する手だてといふことが考え方は、新しいものはございまして、どうですか。どういふようなお考えをお持ちですか。

○藤野説明員 先ほど御説明申し上げましたように、俸給表で優遇いたしますとともに、役付にならないと等級が上がらないということではなくて、いわゆる専門性を評価いたしまして、そういう専門官職として係長相当、役付相当の格付をするという形で職員の士気を高め、なおかつそういう優秀な職員を養成するための措置を具体的に講じていきたいと考えております。さらに、この点については国税庁でもいろいろ努力されておりますが、私どももいたしまして、そういう意味においては側面から御協力していきたいと考えております。

○野口委員 そこら辺について、国税庁からも。○岸田政府委員 昨春秋でございましたが、環太平洋の税務長官が東京に集まりました際に、私ども

の税務大学校を見学していただきました。その中の例えばオーストラリアの長官なども、我々の教育、組織について非常に感心をして帰り、こういうものをぜひ導入したいというような意見もございまして、そういう意味におきまして、私どもは、税務大学校の教育というのは普通科、本科、それから国税専門官の教育、そういうものに対応しましては相当の重点を置きまして教育を行うようにいたしているわけでございます。そのほか、内部の研修その他につきましても、予算の許す限り充実をしてまいりたい、その結果、高度の技術を持った優秀な職員を育てたいというふうに考えております。

○野口委員 概括的なお話でございましたが、先ほど来再三申し上げておりますように、当然のことではありますけれども、現下の情勢というのは非常に厳しく、かつまた税務職員に対する期待というものが大きいわけでありまして、また期待にこたえて今日、数字的に見ましても立派な成績をおさめられるわけでありまして、これからこたえられるような、職員の士気がこれ以上悪化をしないように、士気が弱くなっていくようなことのないように、十分なお手だてをぜひともお約束をいただきたい、こう思うのであります。重ねて国税庁の方から、その点についてのお約束をいただきたいと思っております。

○岸田政府委員 私どももいたしまして最大限の努力をいたしたいと思っております。

○野口委員 今も国税庁に対して褒めたのであります。今度、今度は少しく先ほどの問題にひっかかりましてお尋ねをいたしたいと思っております。時間も余りありませんから、詳しいことはわかりませんが、実は地下経済の問題でございまして、その中で今日私が特に取り上げようとしておりますのはトルコぶろの関係であります。

御存じのように、私は滋賀県の選出でございまして、滋賀県には有名なトルコぶろがあるわけでございます。いわゆる雄琴温泉なるものがあるわけでございます。しかし、今日、このトルコぶろに對

する徴税の現実面は非常に、言葉は過ぎるかも知れませんが、なっていないと思われるのであります。国税庁は、現在のトルコぶろに對して余り積極的に税金を取ろうという気持ちがないのじやないかと思われるほどでございますが、これは苦言であります。

そこで、今、日本のトルコぶろは一体おおよそ何軒あつて、年間どのくらいの収入を上げていて、何人ぐらいそれを利用しているか、そのくらいのことは常識的に御存じであろうと思っております。ひとつお答えをいただきたい。

(中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席)

○渡辺(幸)政府委員 トルコぶろでございまして、私どももレジャー関連業の一つといたしまして、重点業種ということで取り組んでいるわけでございます。ただ、これは今先生おっしゃいましたように、地域的に非常に大きなものが散在するということが多いわけでございます。全国一律というわけにはまいりませんので、各局、大阪局とか東京局とか、そういうところにおきまして重点業種ということで取り組んでいるわけでございます。私どもも国税庁で、各局でどのくらいのトルコぶろがあるか、全体の数は今把握をしておらないわけでございますが、例えば東京国税局で申しますと、トルコぶろの申告件数というものが、五十七年から五十八年の決算分、法人だけでございまして、個人がこのほかにございまして、四百六十三件ございまして。

なお、こういうものにつきまして、調査の内容についてお尋ねがあればお答えを申し上げます。思いますが、全国一律の数字は持っておりません。査察の方をいろいろやっておりまして、これは最近三年間におきまして総計件数が五百五件でございまして、脱漏の全体が十八億六千三百三十三万四千円という一件当たりの脱漏が一億三千三百三十三万四千円という巨額なものになっていくわけでございます。

○野口委員 先ほど私が手ぬるいと思つて申し上げまし

たのは、その査察の件を申し上げておるわけでありまして、私どもが考えますと、実はこの捕獲をされている部分というのは非常に表面的にすぎないのであります。つまり地上にあらわれている部分だけが捕獲されている。トルコぶろのいわゆる地下部分というのは、ある意味では警察当局と協力しなければわからないわけでありまして、その部分は全く放置されていると言つても過言ではないと思つております。

このトルコぶろ、五十七年度の数字であります。おおよそ収入は年間四千億、利用人員は一千四百万人、こう言われているわけでありまして、一千四百万人というところになります。これは延べ人員でありますから、何回も入っている人があるかも知れませんが、延べ人員にいたしまして一千四百万人の人間が行っているということになります。一億二千万の国民で割りますと、もちろん一億二千万人というのは老人から幼児まででありまして、それにトルコぶろに通う年齢層というものを勘定いたしますと相当な利用率になっているわけでありまして、これで表向きに捕獲されている数字というのを考えてみますと、大体三対二といふ数字が、四千億円の収入のうち、捕獲されている部分といふ部分か、査察の対象になつてつかまつているという部分が大体一千億、三千億円というのは地下に潜つたままというのが実態であろうかと私は思うのであります。もちろんこの種の査察あるいはまた調査というものは、警察当局と緊密な連絡をとりながらおやりになります。しかし、今日までの実態を見てみますと、どうも査察はそういうところまで及んでいないやうな気がするものであります。その辺はお聞きでございまして。

○渡辺(幸)政府委員 先ほどの答弁で申し上げました告発件数の五百五というものは全体でございまして、失礼いたしました。特殊浴場関係だけでございまして、委員御指摘のようになつと数が少のうございまして、十四件でございまして、ただ、その

ほかに、私どもは直税部の、例えば資料調査課とかそういうところを利用いたしまして、調査をいろいろやっておるわけでございます。

御指摘のように、トルコぶろに關しまして私どもの把握、いろいろ難しい点があるわけでございます。第一に現金取引でございますので、なかなか客がわからない。反面、調査と申しまして、お客がなかなかわからないわけでございます。それから、中には新聞紙上でも出ておりますが、コンピュータなどを使ひまして入室、退室を管理しておる。しかし、その入室、退室が操作されてゐるというふうな事例もございますし、開業が非常に激しゅうございまして、実は税務職員が現況を一応つかんでおりまして、調査に行くところには廃業になつてしまふ、そういうような状態が非常に多いわけでございます。そういうところでいろいろ苦心いたしておりますが、あらゆる資料を駆使いたしまして、最大の努力をいたしてるところでございます。

○野口委員 最後になりますが、先ほどは税務職員の勤勉をお褒めいたしましたし、また努力に対して評価をいたしました。しかし、まだ私は、この地下経済に關する限り十分な手だてがいつてゐると思われない。もちろん人的な問題がございします。それはもう申し上げたとおりでございます。しかし、その面も参酌をしながら考えますと、まだまだこの部分については手を入れるといひます。捕提をする余地があると思ふのであります。バーやキャバレーのお客さんの数をつかむのに、表に立っているというようなことをしないでも、お紋屋に行つて、あそこの店にどのくらいお紋が出ているかということ調べれば大体一日の客数がわかるというように、客觀的にも營業内容を調べる方法というのにはあるはずでありますし、場合によつては査察官みずから客になつて行つてもいいわけでありまして、その辺まで踏み込んで査察をすることも、ある意味では必要だと思ふのであります。そのくらいの調査活動をやつてこそ実効が上げられるんだと思ふので

あります。余りに紳士になつて、表向きから「こんにちは」と言つて入つていつて調べているようでは、この種のものは見つかりません。

とてもじゃないが、やはりある程度踏み込んだ調査をせよおやりになつて、この問題になつてゐる四千億からの所得が地下に潜つてゐる、これはほんの一例であります。その他、これはトルコぶろだけに限らず、あるいはいわゆるいかかわしい旅館業といひますか、ホテルその他、この種サービス業にかかわる部分はいまだに解明されない部分が多々あると思ふのであります。国税当局のぜひ一層の御奮起を促してやまないところであります。一言国税当局から答弁をちようだいをして終りたいと思ひます。

○渡辺(幸)政府委員 大変ありがたい勵ましの言葉をいただきまして、ありがとうございます。今のうちに私も職員は、実は汗をかいて一生懸命調査をやつておりまして、もう御指摘になりましたようなお紋りでございしますとか、あるいはもう処理物まで資料を調べましていろいろと追跡をいたしておるわけでございます。今後ともこういう隠れました所得の把握に対して、最大の努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○野口委員 終わります。

○瓦委員長 次回は、明二十八日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会

昭和五十九年四月十日印刷

昭和五十九年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局